

わかやま さんぱい

VOL. 30

2013年8月号



癒しの県 和歌山



一般社団法人
和歌山県産業廃棄物協会

目 次

1 ごあいさつ	
① 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	会長 武田 全 弘2
② 和歌山県環境生活部	部長 塩崎 望3
③ 和歌山県循環型社会推進課	課長 鳴神 賢4
④ 和歌山市市民環境局	局長 山田 丘5
⑤ 和歌山市産業廃棄物課	課長 北川 善 勝6
⑥ 和歌山県警察本部生活環境課	課長 森 昇治7
2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会総会・理事会	
① 第1回通常総会8
② 平成25年度事業計画10
③ 理事会15
3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係	
① 第3回定期総会16
② 会議報告17
③ 全国正会員事務局責任者会議20
④ 近畿地域協議会20
4 行政ニュース	
① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正について21
② 環境配慮契約法に基づく基本方針の変更について23
③ 建設物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制について24
④ フロン回収・破壊法の改正について27
⑤ 節電のお願いについて28
5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動	
① 支部研修会30
② 行政懇話会32
③ 環境配慮契約法に基づく廃棄物の処理に係る契約についての説明会33
④ 産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～34
⑤ 安全衛生活動事業35
⑥ 「ヒヤリ・ハット」体験事例37
⑦ 県外視察研修会45
⑧ 第15回親睦ゴルフコンペ46
⑨ 不法投棄防止海上パトロール47
⑩ 収集運搬部会48
⑪ 第16回クリーンアップキャンペーン49
⑫ 青年部会活動51
6 事務局だより・情報コーナー	
① 一般社団法人へ移行しました！55
② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会56
③ 許可期限のお知らせ57
④ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」58
⑤ 会員ニュース61
⑥ 新入会員の紹介62
⑦ 協会への入会のおすすめ63
⑧ 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟64
⑨ 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から助成のご案内65
7 編集後記66

2013.8

ごあいさつ



一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会

会長 武田全弘

機関誌の発刊にあたり、ご挨拶申し上げます。

当協会は昭和62年に県知事から認可を頂き、社団法人として25年間、生活環境の保全と地域経済、産業界発展の一翼を担う静脈産業として、全協会員一丸となって産業廃棄物の適正処理とさまざまな角度から産業廃棄物と向き合い、廃棄物由来の資源を発掘し、再資源化ルートに乗せる循環型社会の推進に取組んで参りましたが、特例法人法に基づき『一般社団法人』として申請中のところ、本年3月18日に県知事から認可を頂き、4月1日に移行登記を完了し『一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会』として新たな第一歩を踏み出しました。このような経過を辿り、本年6月11日に公務ご多忙の中、仁坂県知事をはじめ、各行政、関係機関・団体からご来賓のご臨席を頂き、大勢の協会員が出席のもと盛会裏に平成25年度第一回通常総会を開催、平成24年度事業報告・決算報告、平成25年度事業計画案・予算案をご審議の上ご承認いただき、本年度の事業運営に取組んでおりますことを、此処にご報告いたします。

先ず、昨年中にご逝去されました正会員お二人の御靈に、深甚なる哀悼の誠を捧げますと共に、衷心からお悔やみ申し上げます。

また、今総会におきまして表彰されました各位には、これまでの御労苦に敬意を表し、心からのお祝いを申し上げますと共に、今後の更なるご活躍とご健勝をご祈念申し上げます。

さて、業界に目を向けてみると、平成23年の廃掃法改正から2年が経過しました。大きな課題であった、収集運搬業許可が広域化され、原則47都道府県知事許可となった事、欠格要件の見直しがなされ、業務性等の内容に絞り込まれたこと、建設工事に掛かる排出事業者の定義が明確化されたことのほか、優良評価制度が優良認定制度として法律に基づく制度となった事など、国の業者育成の方向性が伺える内容であり、これが定着しつつあります。更に、産業廃棄物処理契約を新たに規定した、環境配慮契約法に基づく基本方針が改正され3月1日に告示されました。当面は国及び独立行政法人については、その推進を義務付け、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、努力義務とされておりますが、近い将来においては、一般的の契約にも及んでくるであろうと思っております。

このように、法律や排出事業者のニーズなど産業廃棄物処理業を巡る経営環境は、日々変化しております、これに対して我々業者は、コンプライアンスの徹底が基本である事を今一度認識を新たにし、廃棄物処理のプロとして、顧客すなわち排出事業者に適正な処理方法や処理技術は勿論、法手続き面においても毅然と提案できる人材の育成は勿論、社内体制の充実強化に取組んで頂きたいと強く望むものであります。

7月21日に施行された第23回参議院選挙は、自公政権与党が安定多数を獲得し『ねじれ国会』が解消したと評価されております。ここ数年の失政と景気の低迷は、昨年末の政権交代後も我々業界に重く圧し掛かり、景気好転の兆しさえも見えて来ません。今回の参院選の結果は、昨年12月以来の第二次安倍内閣の仕事ぶりを評価した、アベノミクスによる景気回復を期待する民意の現れであろうと思いますが、この国民の熱い期待を裏切らず、目前に山積する重要課題に躊躇することなく取組み、安定した強力政権が、内外の危機を克服することに期待したいものであります。

終りにあたり、当協会は『公益社団法人』に移行すべく、公益事業と共益事業のバランスを検討しながら、移行への環境整備に取組んで参りますので、各位のご理解とご協力をお願いし、会員各位のご繁栄とご多幸をご祈念申し上げ、挨拶と致します。

2013.8

ごあいさつ



和歌山県環境生活部長 塩崎 望

和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、会員の皆様方には、平素より本県の環境・廃棄物行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

特に、平成23年9月の紀伊半島大水害で発生した大量のがれき等の処理にあたって、貴協会と本県との間で締結する「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づく初めての支援として、多大なご協力をいただきましたことに心からお礼申し上げます。

今後も大きな風水害に備える必要がありますし、近い将来、南海トラフを震源域とする巨大地震の発生も予想され、その際に発生する災害廃棄物は膨大な量と想定されているところあります。甚大な災害が発生した際、迅速に廃棄物処理に対応するにはあらかじめ災害廃棄物の広域的処理体制を整備していく必要があります。

こうしたことから本県では、関西広域連合規約及び関西広域連合広域計画に基づき策定された関西防災・減災プランに沿って、広域連合における広域応援体制の構築を進めているところであります。

また、「環境と経済が両立する持続可能な社会」を将来像に掲げた「第3次和歌山県環境基本計画」を策定し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進や廃棄物の適正処理の推進等に取り組んでいるところです。

このような循環型社会の構築をするには、貴協会並びに会員の皆様が、廃棄物処理法の遵守や廃棄物の適正処理は申すまでもなく、廃棄物処理に関する専門家として常に処理技術の向上や環境に対する影響の低減化等にご尽力していただくことが重要であると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展、並びに会員の皆様方のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

2013.8

ごあいさつ



和歌山県環境生活部環境政策局
循環型社会推進課

課長 鳴神 賢

和歌山県産業廃棄物協会の武田会長をはじめ、会員の皆様方には、平素より本県の廃棄物行政の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成23年の廃棄物処理法の改正において、排出事業者責任が強化され、委託処理状況を確認する努力義務等が設けられた一方で、優良な産業廃棄物処理業者を育成するために、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者を認定し、優良認定を受けた処理業者の許可の有効期間を5年から7年に延長する特例を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することとなっています。

既にこの制度による優良認定を受けている会員の方もたくさんいらっしゃいますが、今後ともより多くの会員の方が優良認定に向けて積極的に取り組まれますことを期待しております。

また、国等の公的機関が、製品やサービスを調達する際に、価格に加えて環境性能を含めて評価し、契約することを定めた環境配慮契約法において、本年2月に閣議決定された改定基本方針で産業廃棄物の処理に係る契約が新たに追加され、優良基準への適合状況が評価されることとなるなど、優良化への取り組みはますます重要となってきているところであります。

貴協会及び会員の皆様方には、廃棄物の適正処理を推進していくため、産業廃棄物業界の牽引役として、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の今後益々のご発展、並びに会員の皆様方のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

2013.8

ごあいさつ



和歌山市市民環境局

局長 山田丘

本年4月の人事異動により、和歌山市市民環境局長を拝命いたしました山田丘でございます。

和歌山県産業廃棄物協会会員の皆様におかれましては、平素より本市における廃棄物行政の推進に格段のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

とりわけ、貴会におかれましては廃棄物処理法の趣旨、目的を深く理解され、例年、海上パトロールをはじめ不法投棄防止巡回パトロール、クリーンアップキャンペーンの実施など「廃棄物適正処理の推進」にご協力をいただいているところであります。

そもそも廃棄物処理法においては、やってはならないことの典型は「環境汚染行為」であります。言うまでもなく、廃棄物処理業者は廃棄物を取り扱うので特に環境に配慮することが重要であると考えます。

不法投棄は重大犯罪であります。タバコのポイ捨ても、空き缶のポイ捨ても不法投棄であります。会社のゴミを家庭のゴミに混ぜて出すのも、コンビニのゴミ箱に会社のゴミを捨てるのも不法投棄であります。これらの行為は、一般の人なら「うっかり」「つい」ということで黙認される可能性もありますが、われわれ公務員や廃棄物処理業者の従業員がこのようなことをすれば、通報され、行政や警察によって厳しく罰せられることもあります。それだけ社会の目が厳しいということであります。われわれ行政も、もう一度襟を正し、「市民の方が見たら不愉快に思うかどうか。」を基準とし、廃棄物行政を推進してまいりたいと決意を新たにしている次第であります。

今後も、「豊かで安心して暮らせる社会の構築に向けて、排出事業者、処理業者、市民、行政の各主体が意識し、連携し、それぞれの役割を果たす。」という基本理念をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会の今後ますますのご発展、並びに会員各位のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

2013.8

ごあいさつ



和歌山市市民環境局
環境事業部産業廃棄物課

課長 北川 善勝

会報「わかやまさんぽい」2013年8月号の発行にあたり、ご挨拶申し上げます。

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の会員の皆様におかれましては、平素より本市の廃棄物行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

貴会におかれましては、海上パトロール、不法投棄防止巡回パトロール、浜の宮ビーチでのクリーンアップキャンペーンなど回を重ねて行なっていただくことが市民への大きな啓発となっております。また、廃棄物の適正処理の推進等に様々な形でご協力を頂き感謝申し上げます。

産業廃棄物課では、平成24年度に処理施設等への立入調査業務等の充実を図るための体制強化を行ない、平成25年4月1日より「和歌山市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例」を施行いたしました。

この条例の特色ですが市の責務では、排出事業者・処理業者に対する定期的な立入を市民の責務では、不適正な処理を知ったときには市又は関係機関への通報を規定し、構造及び維持管理では、明確な基準がある規模の大きい処理施設に準じた基準に加え必要と思われる構造及び維持管理の基準を努力基準として規定しております。これにより、早期に不適切な事案の認知を行い、不適正な処理の未然防止と早期是正を図って行きたいと考えております。

今後は、排出事業者や処理事業者を対象に各事業場を伺い本条例の目的等の説明を行うとともに産業廃棄物の処理施設等に定期的な立入検査を行い各事業者とコミュニケーションを図り、情報の収集や実態の把握をすることに努め、産業廃棄物の不適正な処理の未然防止及び早期是正を図るため業務を推進してまいりますが、排出事業者、処理業者及び行政が連携して不適正処理のない健全な産業廃棄物処理を目指していくためには一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様には、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴会の今後益々のご発展、並びに会長はじめ会員各位のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

2013.8

ごあいさつ



和歌山県警察本部生活安全部

生活環境課長 森 昇治

一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会の皆様方には、平素、警察行政各般にわたり、多大の御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

とりわけ、産業廃棄物の不法投棄の未然防止及び被害の拡大防止に関しましては、日頃から、その適正処理の指導に努められますとともに、関係機関と連携して不法投棄防止巡回パトロールや廃棄物の撤去活動等の各種環境保全活動に積極的に取り組まれておりますことに、改めて感謝と敬意を表する次第であります。

さて、最近の環境事犯情勢につきましては、昨年、全国では不法投棄等の廃棄物事犯は件数5,655件、人員6,841人を検挙しており、一昨年に比べて、件数で-45件、人員で-177人とそれぞれ減少しております。

次に、県内情勢ですが、和歌山県警察では、「総合的な環境保全対策」を推進しており、紀の国環境モニター（民間ボランティア）を始め、関係機関・団体と連携した取締りを実施した結果、昨年は件数59件（前年比-11件）、人員52人（前年比-20人）を検挙しているところであります。

これら廃棄物事犯の違反形態を見ますと、一昨年に比べて産業廃棄物の不法焼却事犯が減少しているのに対し、一般廃棄物の不法投棄事犯、不法焼却事犯が依然として多発している状況にあります。

更に、本年6月末時点の状況を見ますと、産業廃棄物の不法投棄事犯の検挙は、昨年は2件であったのに対し、本年は既に5件を検挙している状況にあり、引き続き、悪質、巧妙な事犯の増加が懸念されるところです。

環境犯罪は、自然環境を破壊して取り返しのつかないダメージを与えるとともに、県民の生活や健康に多大の被害が及ぶおそれがあるところから、未然防止はもちろん、早期把握、早期措置による被害の拡大防止が極めて重要であります。

県警察といたしましては、和歌山の豊かな自然環境を保全し、県民生活の安心・安全を守るために、県民の健康に重大な被害を及ぼす事犯、著しく環境を破壊する事犯、暴力団が介入する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等の悪質な事犯に重点を指向した取締りを推進するとともに、関係機関と連携の上、効果的な広報・啓発活動を積極的に推進してまいります。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展、御活躍と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会 総会・理事会

2-① 第1回通常総会

平成25年6月11日（火）午後2時より、一般社団法人としての第1回通常総会をダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で開催しました。

仁坂吉伸和歌山県知事、大橋建一和歌山市長（松見弘和歌山市副市長代読）、協会顧問森礼子和歌山県議会議員よりご挨拶を頂きました。続いて議案審議に先立ち、多年にわたり産業廃棄物業務に功績があった方々への表彰が行われ、和歌山県環境生活部長感謝状2名、功労者1名、優良事業所5社、優良従事者5名が受賞されました。

総会には181名（委任状、議決権行使書を含む。）が出席し、井川副会長が議長に選任され、平成24年度事業報告・決算報告、平成25年度事業計画（案）・予算（案）、正会員会費の値上げについて審議され、いずれも承認可決されました。

第1号議案 平成24年度事業報告

第2号議案 平成24年度収支決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成25年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成25年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 定款施行細則の改正に伴う正会員会費値上げ承認の件



表彰式では次の方々が受賞されました。（敬称略）

●和歌山県環境生活部長感謝状：森脇敏夫（監事）
松岡香代（事務局）



●（一社）和歌山県産業廃棄物協会会长表彰

功 劳 者 表 彰：亀井千晶（事務局）

優良事業所表彰：株式会社小池組

株式会社ナヤバーク

有限会社国辰商事

和歌山スチール協同組合

株式会社吉建



優良従事者表彰：坂口秀樹（株式会社坂口興業）

南出泰秀（和歌山代用燃料株式会社）

大倉洋子（有限会社協和運輸）

鈴木 明（株式会社ヴァイオス）

瀬藤あや子（瀬藤建設株式会社）



総会終了後の講演会では、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の仁井正夫専務理事を講師にお招きし、「全国産業廃棄物連合会の取組と業界の展望」と題し、産業廃棄物の現状、廃棄物処理法の改正点や産業廃棄物をめぐる環境、今後の処理業の展望などについて、ご講演頂きました。



総会に引き続き行われた懇親会では、大橋建一和歌山市長、鳴神賢和歌山県循環型社会推進課長、協会顧問尾花功田辺市議会議員よりご挨拶を頂き、また多数の来賓の皆様方のご臨席を賜り、会員相互の懇親を深めながら盛会裏に開催されました。



大橋市長



2-② 平成25年度事業計画

I 協会運営事業

1 組織の強化・充実

(1) 正会員と賛助会員の新規加入促進

会員数の増加は、協会の財政基盤の強化と社会的地位の確立を図る上で、大変重要な課題である。このため、県内の未加入業者に対し、許可講習会等での加入啓発及び会員並びに関係者の協力を得ながら一層の加入促進を図り組織の強化に努める。

(2) 変貌する業界環境に対応するため、支部、業務部会活動の充実を図る。

2 公益法人制度改革に対応した取り組みの推進

和歌山県知事から移行認可通知を受け平成25年4月1日より一般社団法人としてスタートしました。今後とも、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の有効活用を図り、産業の健全な発展に貢献すべく努める。

3 総会・理事会・常任理事会

協会の運営及び事業の円滑な推進を図るため、総会・理事会・常任理事会を開催する。

4 表彰事業

産業廃棄物の適正処理業務を通じて、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与し、事業活動を通じて協会の発展に貢献のあった会員や会員事業所及び従業員の方々に対し、その功績を讃え、顕彰するため、表彰を行う。また、必要に応じて各種表彰の推薦などを行う。

II 社会貢献事業

1 不法投棄防止活動

(1) 収集運搬部会を中心とした会員による不法投棄防止巡回パトロールを随時実施し、和歌山県、和歌山市等関係行政機関との連携を強化し、産業廃棄物の不適正処理防止に努めるとともに、収集が困難であると判断した場合は、可能な範囲に絞って撤去作業を実施し、地域の環境保全に努める。

(2) 不法投棄防止監視のため、和歌山県、和歌山市、和歌山海上保安部及び協会による海上パトロールを実施する。

(3) 和歌山県、和歌山市、和歌山県警察本部、和歌山海上保安部、田辺海上保安部及び協会等で構成する和歌山県廃棄物不法処理防止連絡協議会に参加するとともに、情報交換、各種施策に協力し、不適正処理の防止に努める。

2 車椅子贈呈事業

会員の親睦・交流を図り、加えて業運営の情報交換等を目的に、ゴルフコンペ（年2回）を開催する。ゴルフコンペは、チャリティーとし、車椅子等の贈呈を行う。

3 イメージアップ作戦の展開

産業廃棄物処理の取り組みについて社会貢献性の理解と重要性の認識を広く知つてもらうためにクリーンアップ作戦等の各種ボランティア活動の展開と普及啓発、広報活動を推進していく。

4 災害廃棄物処理体制の充実・強化

平成18年度、和歌山県と締結した「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、一昨年9月の台風12号で発生した災害廃棄物の処理について多数の会員から協力を得たが今後とも協力会員の拡大を図り、災害廃棄物処理支援体制を充実・強化していく。

III 講習・研修事業

1 研修事業

- (1) 会員のための県外の先進地視察を行い、広く産業廃棄物処理の知識と技術の向上を図る。
- (2) 各種講演会、研修会及び講習会を開催して、産業廃棄物業界の資質の向上とともに、産業廃棄物処理に関する動向などに関する研修を行う。
- (3) 公益社団法人全国産業廃棄物連合会の委託を受け、「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」及び「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」の実施受付機関として協力する。
 - ① 新規収集運搬課程講習
 - (a) 平成25年10月23日(水)～10月24日(木)
 - (b) 平成26年2月25日(火)～2月26日(水)
 - ② 更新収集運搬課程講習
 - (a) 平成25年9月19日(木)
 - (b) 平成26年2月27日(木)
 - ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習
 - (a) 平成25年9月20日(金)

2 労働安全衛生の取り組み

- (1) 会員企業の安全衛生活動の充実を図り、職場環境の整備、機器の安全、従業員の健

康対策等を改善し、快適な職場づくりに努めるとともに災害の未然防止、再発防止に取り組むため、研修会、相互安全衛生パトロールを実施する。

- (2) 国、中央労働災害防止協会が事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し安全意識の高揚を図るため、7月1日から7日までを安全衛生週間として主唱していることを受けて、それぞれの職場において労働災害防止の重要性を認識していただくため、周知を図る。
- (3) リスクアセスメントの推進を図る。

3 改正廃棄物処理法への対応

改正廃棄物処理法の円滑な施行を図るため、研修会、講習会を隨時開催するとともに、速やかに情報提供する。

IV 産業廃棄物適正処理推進事業

1 調査研究事業

- (1) 産業廃棄物処理に関する情報収集及び調査研究を行い、積極的に情報の提供を行う。
- (2) 資源循環型社会の構築に向けた新しい取り組みに関する調査研究を引き続き行う。
- (3) 産業廃棄物処理施設の整備・確保に関する調査研究を行う。
- (4) 処理及び収集運搬料金について、会員に対する適正料金の維持並びに行政や排出事業者に対する理解と協力要請を行い、処理処分料金の適正化を図る。

2 相談指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等に関して、市町村、排出事業者、処理業者の相談に応じ助言指導を行い、また情報を提供する。

(1) 情報提供、資料の整備

指導普及の充実を図るため、関係行政機関、関係団体の協力により、産業廃棄物の処理及び再生利用に関する情報等を収集し、資料を整え、会員に情報提供する。

(2) 各種相談

産業廃棄物処理に関する法律的、技術的な相談に応じていく。また、排出事業者の委託処理に対して処理技術の高い会員企業等を紹介して、適正処理の推進と協会組織活動による会員メリットに連携が図れるよう努める。

3 産業廃棄物処理業優良化推進事業の取り組み

国においては、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者等に産業廃棄物の処理委託をすることを促進している。これを受け、公益社団法人全国産業廃棄物連合会は「電子マニフェストの普及」、「エコアクション21の認証取得」に取り組んでおり、協会も、

優良化推進事業を推進する。

4 機関誌の発行、出版物の紹介・斡旋事業

- (1) 会報「わかやま さんぱい」を年2回（1回410部）発刊し、法令等の改正、協会活動状況、関係行政機関の通達情報、産業廃棄物処理に関する各種情報等を正確かつ迅速に提供する。
- (2) 産業廃棄物関係の優良図書の紹介及び斡旋又は頒布を行う。
- (3) その他、処理業者に参考となる各種印刷物の随時配布を行う。

5 産業廃棄物管理票の頒布

産業廃棄物管理票は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の公益事業（一部発行元：建設六団体副産物連絡協議会の建設廃棄物管理票を含む。）として、協会が普及頒布の協力を行っているが、電子マニフェストについては、協会が申請窓口となっており、行政機関、振興センターと連携して利用可能な会員等に対し普及啓発に努める。また、車両表示板製作斡旋や公益社団法人全国産業廃棄物連合会の発行物等の有償頒布を行う。

6 巡回指導事業

産業廃棄物の適正処理、再生利用等の一層の推進を図るため、排出事業者、処理業者に対し、巡回指導する。

V 情報交流活性化推進事業

1 地球温暖化対策のための環境自主行動計画の取り組み

公益社団法人全国産業廃棄物連合会は、平成19年11月に自ら達成すべき目標を掲げた「環境自主行動計画」を策定し、各都道府県協会は地球環境保全活動に取り組み、平成24年度をもって終了したが今年度からは事業者による自発的な低炭素化の各種活動を進める。

2 他団体との交流・連携

今年度も産業廃棄物は広域的な処理体制を確保することが必要である。

また、産業廃棄物をとりまく情勢は厳しく、その適正処理が各地域の共通の課題となっており、各団体との交流を深め、連携強化を図りながら、問題解決に対処していく必要がある。公益社団法人全国産業廃棄物連合会並びに他の都道府県の産業廃棄物処理業者団体との連携を密にして、本協会の地位の向上に資する。

3 関係行政機関との連携・協力

産業廃棄物の適正処理の推進と業界の社会的地位向上を図るとともに、的確な情報収集のため、和歌山県、和歌山市等と協会との懇談会・各種会議等を開催し、意思疎通を図り、廃棄物行政の一元化に協力していく。

4 委員会及び各支部の活動推進

廃棄物処理法の改正や業界の環境変化もあって、これらの現状に的確、迅速に対処するため、委員会、支部会議等を開催して会員相互の情報交換や意見、要望などを取りまとめて問題解決に努力する。

5 青年部の育成

青年部活動を推進し、会員の後継者の育成指導を行うとともに会員の拡大を図る。

また、全国産業廃棄物連合会青年部協議会・近畿ブロック青年部協議会活動を通じて相互の交流と研鑽を促進する。

VI 廃棄物搬出入管理業務

1 関係公益団体からの業務の受託

前年度に引き続き継続性のある受託業務については、特に安全性に留意しながら的確に実施する。

VII 県市受託業務

1 受託事業

(1) 和歌山県から次の事業を受託し、各受託事業を実施する。

- (a) 大規模災害時における災害廃棄物処理体制構築マニュアル作成業務
- (b) 産業廃棄物管理票等点検指導業務
- (c) 海上巡回調査業務

(2) 和歌山市から次の事業を受託して、受託事業を実施する。

- (a) 法定手続連絡業務

2-③ 理事会

(一社) 和歌山県産業廃棄物協会の理事会及び常任理事会が次のとおり開催されました。

平成24年度第4回理事会及び常任理事会

開催日：平成25年2月6日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室

議案等：①第1回（平成25年度）通常総会の日程等について

②平成25年度社団法人和歌山県産業廃棄物協会被表彰者について

③平成25年度全産廃連表彰推薦について

④相互安全衛生パトロール結果について

⑤支部研修会の開催結果について

⑥安全衛生研修会の開催結果について

⑦全国正会員事務局責任者会議報告

等について協議、報告がありました。



平成25年度第1回理事会及び常任理事会

開催日：平成25年5月8日（水）

場 所：酒直ビル3F会議室

議案等：①第1回（平成25年度）通常総会の上程議案について

②規程及び規則の一部改正について

③副会長の代表理事選任について

④収集運搬部会不法投棄防止巡回パトロールの実施について

⑤海上パトロールの実施について

⑥クリーンアップキャンペーンの実施について

⑦平成25年度許可申請に関する講習会の開催日程について

⑧行政処分の指針及び規制改革に関する通知について

⑨優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

⑩行政懇話会の開催結果について

⑪県外視察研修会の結果について

⑫平成24年度全国正会員会長・理事長会議報告

⑬全産廃連平成24年度第1回安全衛生委員会報告

⑭産業廃棄物処理実務者研修会の開催について

⑮県表彰推薦者について

等について協議、報告がありました。



3 公益社団法人全国産業廃棄物連合会関係

3-① 第3回定期総会

開催日：平成25年6月14日（金）

場 所：明治記念館・蓬莱の間

議 案：第1号議案 平成24年度事業報告

並びに平成24年度決算案承認の件

平成24年度監査報告

第2号議案 役員補充選任の件

について、審議され、承認・可決されました。

（報告事項）

1 平成25年度事業計画に関する件

2 平成25年度収支予算に関する件

なお、平成25年度事業計画としては、①適正処理の推進②地球温暖化対策の推進③人材及び優良事業者の育成④協力支援事業⑤労働安全衛生への取り組み⑥組織活動の活性化及び会員支援が提案されました。

総会終了後、会長表彰の式典を行い、石井会長から功労者25名、地方功労者69名、優良事業所23社、地方優良事業所128社及び優良従事者126名の表彰が行われました。当協会では、功労者1名、地方功労者1社、地方優良事業所4社、優良従事者3名が受賞されました。

当協会関係で受賞された方は、（敬称略）

功 労 者：井川 朗（一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会副会長）

地 方 功 労 者：松田 美代子（一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会理事）

地方優良事業所：和歌山縣ヘルス工業株式会社

：和歌山プレス株式会社

：株式会社亀鉄組

：有限会社久保忠

優 良 従 事 者：坂口 秀樹（株式会社坂口興業）

：南出 泰秀（和歌山代用燃料株式会社）

：大倉 洋子（有限会社協和運輸）



3-② 会議報告

○新年賀詞交歓会

開催日：平成25年1月18日（金）

場 所：明治記念館「曙の間」

出席者：会長



○第11回理事会

開催日：平成25年1月18日（金）

場 所：明治記念館「千歳の間」

出席者：会長

議 題：<協議事項>

- (1) 平成25年度事業計画骨子案について
- (2) 会費算定基準並びに事業運営等の見直しについて
- (3) いわき市保有土地の賃貸について
- (4) 次回理事会その他の日程について
- (5) その他

○平成24年度全国正会員会長・理事長会議

開催日：平成25年2月22日（金）

場 所：JRホテルクレメント高松「飛天西の間」

出席者：会長

議 題：(1) 平成25年度事業計画骨子について

- (2) 環境配慮契約法について
- (3) 優良産業廃棄物処理業者認定制度について
- (4) 平成25年度環境省関係税制改正について
- (5) 支障除去等基金の今後のあり方について
- (6) その他

○平成24年度第1回安全衛生委員会

開催日：平成25年3月7日（木）

場 所：全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：(1) 平成24年度の事業報告について

(2) 平成25年度の事業計画について

- ①教材等の提供、講師の斡旋
- ②平成24年度の事業内容の調査及び情報提供
- ③ヒヤリハット事例の共有化
- ④表彰制度への推薦

(3) その他

○第12回理事会

開催日：平成25年3月12日（火）

場 所：全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成25年度事業計画案並びに収支予算案について

第2号議案 平成25年度表彰選考委員会の委員委嘱について

第3号議案 産業廃棄物不法投棄原状回復基金への出えんについて

<協議事項>

（1）平成24年度収支決算見通しについて

（2）第3回定時総会運営概要について

（3）次回理事会その他の日程について

（4）その他

○平成25年度表彰選考委員会

開催日：平成25年4月10日（水）

場 所：全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

○第13回理事会

開催日：平成25年5月21日（火）

場 所：全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 平成25年度第3回定時総会の開催及び運営について

第2号議案 平成25年度第3回定時総会の提出議案について

ア 平成24年度事業の報告および平成24年度決算案承認の件

監査報告

イ 役員補充選任の件

第3号議案 表彰選考委員会の選考結果について

第4号議案 地域協議会役員について

<協議事項>

(1) 総務委員会報告について

(2) 連合会会長表彰に関する提案について

(3) 次回理事会その他の日程について

(4) その他

○第14回理事会

開催日：平成25年7月9日（火）

場 所：全国産業廃棄物連合会 会議室

出席者：会長

議 題：<決議事項>

第1号議案 地域協議会役員について

第2号議案 委員会委員及び部会運営委員等の選任について

第3号議案 常勤役員の報酬額について

第4号議案 地域協議会活動支援金の交付について

第5号議案 平成25年度適正処理推進事業等活動支援金交付について

第6号議案 保存期間経過後会計関係書類の処分について

<協議事項>

(1) 平成26年度第13回全国大会の開催候補地について

(2) 正会員負担軽減策案について

(3) 連合会会長表彰について

(4) 平成26年度以降の消費税率改定に伴う対応について

(5) 日本廃棄物団体連合会「国際委員会」への参画について

(6) 平成26年度税制改正要望等について

(7) 次回理事会その他の日程について

(8) その他

3-③ 全国正会員事務局責任者会議

開催日：平成25年2月1日（金）

場 所：アジュール竹芝「天平の間」

出席者：専務理事

議 題：（1）平成25年度事業計画骨子について

（2）マニフェスト販売管理システムの見直しについて

（3）平成25年度以降の温暖化対策取組について

（4）その他

3-④ 近畿地域協議会

1. 開催日：平成25年1月22日（火）

場 所：ザ・リッツカールトン大阪

出席者：会長以下6名

講 演：「産業廃棄物に関する国の取組みと動向」

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

課 長 廣木 雅史 氏

議 題：（1）公益社団法人全国産業廃棄物連合会活動報告について

（2）平成25年度公益社団法人全国産業廃棄物連合会表彰

功労者表彰及び優良事業者表彰 被表彰者推薦書の提出（依頼）について

（3）次回開催予定

（4）その他

2. 開催日：平成25年6月25日（火）

場 所：樺原ロイヤルホテル

出席者：会長以下4名

講 演：「フェニックス関連研究－廃棄物処理に関する市民の信頼－」

（有）ひのでやエコライフ研究所

取締役 鈴木 靖文 氏

議 題：（1）再生碎石の利用の停滞について

（2）平成25年度表彰選考委員会提案事項について

（3）優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

（4）次回開催予定

（5）その他

4 行政ニュース

4-① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部改正について

平成25年1月23日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第12号)」が公布され、平成25年2月21日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成25年環境省令第3号)」が公布され、平成25年6月1日から施行されました。

改正の概要については以下のとおりです。

I. 1, 4-ジオキサンを含む産業廃棄物の特別管理産業廃棄物への指定

特定の施設から排出される一定濃度以上の「1, 4-ジオキサン」を含む産業廃棄物が、新たに特別管理産業廃棄物に指定されました。

「ばいじん」、「廃油」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」

「上記を処分するために処理したもの」

・施設一覧 1, 4-ジオキサンを発生する施設一覧については別紙参照

・許可について 平成25年6月1日以降、1, 4-ジオキサンを含む特別管理産業廃棄物を取り扱う処理業者は、特別管理産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得することが必要です。

II. 1, 1-ジクロロエチレンの特別管理産業廃棄物の判定基準の変更

1, 1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の判定基準が変更されました。

III. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準

1, 4-ジオキサンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準が追加されました。

1, 1-ジクロロエチレンを含む産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物埋立処分基準が変更されました。

IV. 廃棄物最終処分場に係る水質基準関係

・放流水の項目として、1, 4-ジオキサンが追加されたほか、1, 1-ジクロロエチレンの基準が変更されました。

・廃棄物最終処分場の周辺地下水及び安定型最終処分場の浸透水の基準項目に1, 4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーが追加されたほか、1, 1-ジクロロエチレンの基準値が変更されました。また、シス-1, 2-ジクロロエチレンは、トランス体を含む1, 2-ジクロロエチレンと変更されました。

・既存の一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場についての放流水の1, 4-ジオキサンの基準値は、当分の間、経過措置が適用されます。また、平成27年5月31日までの間に行われる一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の廃止の際に行う保有水等の水質検査については、改正省令の施行からの期間に応じ、検査期間を短縮する経過措置が設けられています。

V. 検定方法

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法に、1, 4-ジオキサンの検定方法が追加されました。

※詳細につきましては、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/>)－廃棄物・リサイクル対策－廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の閣議決定について（平成25年1月18日）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について（平成25年2月21日）をご参照下さい。

別紙 1, 4-ジオキサンを発生する施設一覧

排 出 源		廃棄物の種類		
業 種	施 設	廃油	汚泥、廃酸又 は廃アルカリ	ばいじん
21. 化学繊維製造業	ハ 原料回収施設	○	○	
33. 合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設	○	○	
	ロ 水洗施設		○	
	ハ 遠心分離機		○	
	ニ 静置分離器	○	○	
	リ 廃ガス洗浄施設		○	
	ヌ 湿式集じん施設		○	
37. その他の石油化学工業	イ 洗浄施設		○	
	ロ 分離施設		○	
	ハ ろ過施設		○	
	チ エチレンオキサイド又 はエチレングリコールの 製造施設のうち、蒸留施 設及び濃縮施設	○	○	
	タ 廃ガス洗浄施設		○	
	反応施設 (1, 4-ジオキサン が発生するものに限り、洗 浄装置を有しないものを除 く。)	○	○	
38の2. 界面活性剤製造業	イ 水洗施設		○	
	ロ ろ過施設		○	
	ニ 廃ガス洗浄施設		○	
46. その他の有機化学工業製品製造業	ロ ろ過施設		○	
	ハ 分離施設		○	
	ニ 混合施設	○	○	
	ホ 廃ガス洗浄施設		○	
47. 医薬品製造業	試薬製造施設 (1, 4-ジオキ サンの製造の用に供するも の)	○	○	
50. 試薬製造業	試薬製造施設 (1, 4-ジオキ サンの製造の用に供するも の)	○	○	
66の2. エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設		○	○	
71の2. 科学技術 (人文科学のみに係 るものを除く。) に関する研究、 試験、検査又は専門教育を行う 事業場	イ 洗浄施設	○	○	
廃油の蒸留施設 (1, 4-ジオキサンの回収を行うものに限る。)		○	○	
1, 4-ジオキサンによる表面処理施設		○	○	
1, 4-ジオキサンを含有する塗料を使用する塗装施設		○	○	
産業廃棄物の焼却施設 (1, 4-ジオキサンを含む廃棄物の処分の用に 供するものに限る。)				○

注) 業種番号と施設番号は水質汚濁防止法施行令別表第1による。

4-② 環境配慮契約法に基づく基本方針の変更について

環境配慮契約法は、国などの公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、最も優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すもので平成19年11月22日より施行されています。

今年2月に閣議決定された基本方針において、環境配慮契約の対象に「産業廃棄物の処理に関する契約」が追加され、国などの公共機関が入札を実施する場合に入札参加に必要な資格として「温室効果ガス等の排出削減の取り組み」や「適正に産業廃棄物を処理する能力・実績」を評価項目に設定し、裾切り方式で入札を実施することとされ、平成25年4月1日より施行となりました。

産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方及び評価項目は、以下のとおりです。

基本的考え方

- ・温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価による裾切り方式
- ・温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減による各環境質の保全を考慮
- ・再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、産業廃棄物を資源として捉えた循環的利用への取組、優良認定制度への適合状況を考慮
- ・入札条件は、処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、調達者において設定

評価項目

- ① 環境配慮への取組状況(基本項目のみ)
 - ・環境／CSR報告書の作成・公表
 - ・温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
 - ・全従業員に対する研修・教育の実施

- ② 優良基準への適合状況
 - ・優良適正(遵法性)
 - ・事業の透明性
 - ・環境配慮の取り組み
 - ・電子マニフェスト
 - ・財務体質の健全性

※詳細につきましては、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/>)
－総合環境政策－グリーン契約(環境配慮契約)をご参照下さい。



4-③ 建築物の解体などの作業に係る石綿(アスベスト)飛散防止規制について

石綿(アスベスト)を含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、**大気汚染防止法及び和歌山県公害防止条例**により、石綿の飛散防止措置をとるべきことが規定されています。

大気汚染防止法及び和歌山県公害防止条例では**建築材料の質量に対する石綿の質量の割合が0.1%を超えるものを規制の対象としています。**

【建築物等の解体等作業における石綿飛散防止規制の概要】

根拠法令	解体等作業 ^{*1} を行う建築物等 ^{*2}			作業の基準 ^{*3}
	建築物等	使用材料	規模	
大気汚染防止法	建築物 工作物	※飛散性アスベスト 吹付け石綿 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材 石綿含有断熱材	全ての 解体等作業	・届出(作業開始14日前) ・作業場所の隔離 ・前室の設置 ・作業場所の負圧の維持 ・集じん・排気装置の設置 ・薬液等による湿潤化 ・掲示板の設置等
和歌山県公害防止条例	建築物 工作物	※非飛散性アスベスト 石綿含有成形板	全ての 解体等作業	石綿の粉じんの排出又は飛散防止の措置を講じてください。 ^{*4}

※1 解体等作業とは、建築物・工作物の解体・改造・補修の作業です。

※2 建築物等とは、建築物のほか、化学プラント等の製造設備、煙突等の工作物です。

※3 作業の基準は、実施する作業の種類により異なります。

※4 非飛散性アスベストの建材が使用された建築物等の解体作業については大気汚染防止法の適用外であるため作業実施時の届出義務はありません。ただし、和歌山県公害防止条例第35条の3に規定する事業者の努力義務が適用されるため飛散防止措置を実施する必要があります。

(参考) 和歌山県公害防止条例第35条の3

石綿を含む建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を行う事業者は、当該作業により大気中に石綿の粉じんが排出され、又は飛散するおそれがあるときは、当該石綿の粉じんの排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※ 大 気 汚 染 防 止 法 が 改 正 さ れ ま し た !

※改正大気汚染防止法の概要(施行日は、公布の日(H25.6.21)から1年を超えない範囲内)

- ① 現在、工事施工者が行うこととしている、石綿が使用されている建築物等の解体作業等の届出について、届出義務者を工事の発注者等に変更されます。
- ② 解体等工事の受注者は、建築物等に石綿が使用されているかどうかの調査を行うとともに、発注者に対し、調査結果、届出事項等についての説明が義務づけられます。
- ③ 都道府県知事等による立入検査の対象を拡大し、石綿が使用されていることが判明している建築物等以外でも解体等工事が行われる建築物等には立入検査を行うことができるようになります。

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



レベル1
(発じん 性著しく高い)

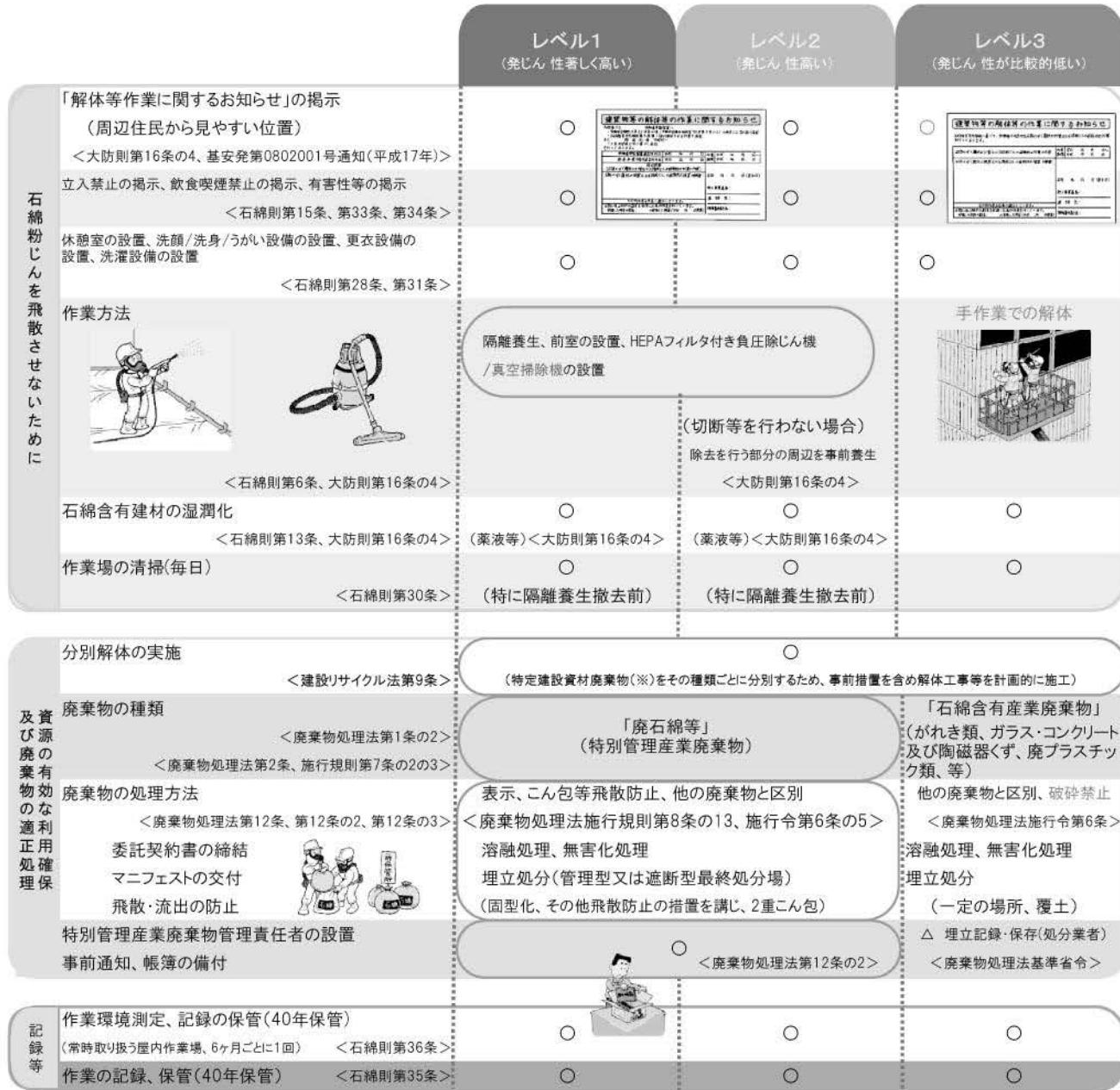


レベル2
(発じん 性高い)



レベル3
(発じん 性が比較的低い)

事前の手続き等	事前調査の実施、掲示、結果保管(40年保管)		
	<石綿則第3条>		
事前調査の実施	<建設リサイクル法施行規則第2条>		
作業計画の作成、周知	<石綿則第4条>	○	○
「工事計画届」	<安衛法第88条第4項>	○	—
(14日前までに労働基準監督署長あて提出)	(耐火/準耐火建築物の除去作業)		
「特定粉じん排出等作業届出書」	<大防法第18条の15>	○	○
(14日前までに都道府県知事等あて提出)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)		(除去/封じ込め/囲い込み作業)
事前届出の実施	<建設リサイクル法第10条>		
(工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出)	(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
「建築物解体等作業届」		○	○
(作業前に労働基準監督署長あて提出)	(封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)		(除去作業)
事前措置の実施	<建設リサイクル法施行規則第2条>		
	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		
作業員の健康を守るために	特別教育の実施		
	(対象:解体等作業従事者全員) <石綿則第27条>	○	○
石綿作業主任者の選任	<石綿則第19条>	○	○
健康診断の実施、記録保管(40年保管)	<石綿則第40条、第41条>	○	○
呼吸用保護具		○	○
	使い捨てマスクは使用してはいけません！		
	<石綿則第14条>		
エアラインマスク		○	○
電動ファン付きマスク			
全面形防じんマスク	(フィルタ区分3)	○	○
全面形・半面形マスク	(フィルタ区分3)	○	○
半面形マスク	(フィルタ区分3又は2)		
保護衣・作業衣	<石綿則第14条>	○	○
	保護衣(使い捨て)	○	○
	保護衣		
	保護衣/作業衣		



注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項

注2 安衛法;労働安全衛生法、石綿則;石綿障害予防規則、大防法(則);大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令);廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令、施行規則)、埋立処分基準省令);建設リサイクル法(施行規則);建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)

注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建物等に係る解体工事等であって、一定規模以上①建築物解体:床面積合計80m²以上 ②建築物新築:同500m²以上 ③建築物修繕・模様替:諸負代金1億円以上 ④その他の工作物:同500万以上の場合)の工事

注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所で石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項

注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある。

*「特定建設資材」とは、①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となつたものを「特定建設資材廃棄物」とい

※アスベスト(石綿)問題等に関する相談窓口 塚環境管理課企画指導班 Tel073-441-2688

4-④ フロン回収・破壊法の改正について

平成25年6月5日に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」の一部を改正する法律案が成立しました。

平成18年5月の改正から7年ぶりとなる今回の改正では、今後HFC等*排出量の急増が見込まれることや、機器使用時の漏えい等による排出についての対策の必要性を踏まえ、従来の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収・破壊に止まらず、フロン類の製造から使用中の管理、廃棄時に回収した冷媒の最終処理まで、フロン類のライフサイクル全体での総合的な対策を推し進めていくこととなります。

法律名も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」と改めます。

今回の法改正に伴う新しい制度は、法律の公布後2年を超えない範囲で政令で定める日に施行されます。

○産業廃棄物等処理事業者の皆さんへのお願い

産業廃棄物等処理事業者の取組としては、従来どおり適切なフロン類の回収等が必要です。

業務用の冷凍空調機器を廃棄するときには、廃棄する人(機器所有者)が、機器の中に入っているフロン類を第一種フロン類回収業者(各都道府県で登録)に回収させなくてはなりません。

フロン類を回収後、金属スクラップとして、産業廃棄物処理業者や資源リサイクル業者に引き渡されますが、時々、スクラップのなかにフロン類が未回収のものが混じっていて、トラブルになることがあります。万一、このようなや冷凍空調機器のスクラップからフロン類を放出させてしまうと1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます(法第38条)。この罰則は、機器を廃棄した人ではなく、フロンを放出させた人に課せられるので、注意が必要です。

このようなことにならないように、廃棄する人だけでなく、スクラップを取り引きする事業者も法律を理解し、適切な取り引きを行うことが必要です。

業務用の冷凍空調機器をスクラップとして引き取る際には、引取先にフロンが入っていないことを確認して下さい。フロン類が入っていないことは「行程管理票」という書面を引取先に見せてもらえば確認できます。フロン類が入っているものを引き取り、自らフロン類を回収出来るのは都道府県に登録している回収業者のみです。登録を受けずにフロン類を回収すると罰せられるので注意しましょう。また、引き取ったスクラップの中に業務用の冷凍空調機器が入っていた場合は、その中にフロン類が入っていないことを必ず確認して下さい。

引取先からフロンの入った業務用の冷凍空調機器の引取を依頼されたら、回収業者を紹介するか、回収業者への依頼を取り次いで下さい。産業廃棄物処理業者が回収業者への依頼を取り次いだ場合は、産業廃棄物処理業者も取り次ぎ者(引渡受託者)として行程管理票の記入や書面のやりとり、保存が必要になります。

昨年愛媛県でリサイクル業者がフロン類を放出させたとして、フロン回収・破壊法違反で書類送検されています。このようなことが起こらないよう、今後も適切なフロン類の回収・破壊にご協力をお願いいたします。

* HFC等:HFC(ハイドロフルオロカーボン)類とHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)類は、オゾン層破壊効果が問題視された特定フロン(CFC:クロロフルオロカーボン)の代替品として産業利用されています。代替フロンは、地球環境に配慮しているとされ、CFCに替わって広く普及しましたが、HCFC、HFCともに、強力な温室効果ガスであり、地球温暖化を促進するとされています。フロン回収破壊法により、代替フロンは使用後の回収が義務づけられていますが、これは、代替フロンによる温室効果を防ぐための有効な方策です。

4-⑤ 節電のお願いについて

みんなで節電アクション！（夏の産業・業務編）

この夏、関西電力管内では、府県民や事業者の皆様の節電を見込んだ上で、電力不足にはならない見通しです。皆様には、日頃から無理なく節電に取組んでいただきますよう、ご協力をよろしくお願ひします。

今夏の節電のお願い

○内容：昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）

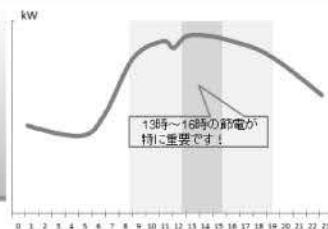
※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である

平成22年夏比▲8.7%を考慮して設定

○期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日 9時から20時まで
(8月13日（火）～15日（木）を除く)

○留意事項

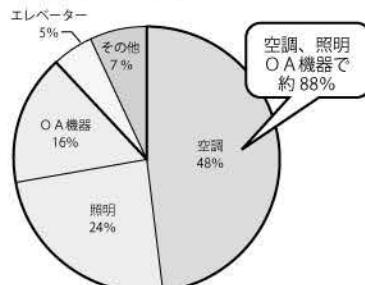
- ・産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲でのご協力ををお願いします。



例えばオフィスでは、空調、照明、OA機器における節電対策など、昨夏に取り組んでいただいた普段の節電行動を、引き続き着実に実施してください。

節電行動の例	節電効果
執務室の冷房の設定を26°Cから28°Cにする。	4%
使用していないエリアの冷房を停止する。	2%
執務エリアの照明を間引きする。	1割につき 2~3%
使用していないエリア（会議室、廊下等）の消灯を徹底する。	3%
長時間席を離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3%

一般的なオフィスビルにおける用途別電力消費比率



次のようなことに取り組まれると、将来にわたって節電や省エネが継続されます。

- 省エネ性能の高い機器への買い替え・リース替え
- 自然光の取り入れ、照明のLED化
- 太陽光発電やコージェネレーションシステムの導入
- BEMSによる見える化・エネルギー管理

「関西夏のエコスタイル」の軽装勤務にも、
ご協力をよろしくお願ひします。

省エネ型ビジネススタイルへの転換に向けて、

みんなで
節電アクション！

省エネ・節電 事業者向け支援制度

無料でアドバイス

【省エネ・節電無料診断サービス】

内 容

燃料や電気の使用方法、効率的な機器の導入、管理、保守に関する事項の診断

対象者

(節電診断) 原則、契約電力 50 kW 以上の高圧電力または特別高圧電力契約者の工場・ビル等

(省エネ診断) 原則、年間エネルギー使用量(原油換算値)が、100 kL 以上で 1,500 kL 未満の中小規模の工場・ビル等 但し中小企業は 1,500 kL 以上でも可

問い合わせ先

一般財団法人 省エネルギーセンター 診断指導部 TEL : 03-5543-3016 FAX : 03-5543-3021

ホームページ <http://www.shindan-net.jp/index.html>

少額投資で電力消費を削減

【エネルギー管理システム導入促進事業費補助金 (BEMS導入事業)】

内 容

中小ビル等の高圧小口の電力需要家における BEMS (電力消費量等の計測、見える化、電力やデマンドピークの抑制・制御機能を有するエネルギー管理システム) の導入に対し補助することによりエネルギー使用の効率化および電力需要の抑制を図るなど無理のない節電を進め、電力消費量の削減を図る

対象者

原則、電力会社等との契約電力が 50 kW 以上、500 kW 未満の高圧小口需要家

補助概要

BEMSアグリゲータが提供する補助対象システム・機器の機能に応じて補助率1/2若しくは1/3

事業期間

平成26年3月31日まで

問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第二グループ BEMS 担当

TEL : 03-5565-4773 FAX : 03-5565-4772 ホームページ <http://sii.or.jp/>

自家用再生可能エネルギー発電の導入をお考えの方へ

【独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金】

内 容

蓄電池を含めた自家消費向け再生可能エネルギー発電システムを導入する事業者に対する支援

補助概要

補助対象経費の 1/2、1/3 以内

問い合わせ先

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会

TEL : 03-5979-7621 FAX : 03-3984-8006 ホームページ <http://www.nepc.or.jp/>

再生可能エネルギー熱利用設備の導入をお考えの方へ

【再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業】

内 容

太陽熱、バイオマス熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の利用設備導入補助

補助概要

補助対象経費の 1/3 以内

問い合わせ先

一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 業務第二グループ

TEL : 03-5979-7788 FAX : 03-3984-8006 ホームページ <http://www.nepc.or.jp/>

県の融資制度

【県の中小企業向け融資制度 安全・安心推進資金(エネルギー政策推進枠)】

(対象施設)

太陽光発電施設などの自然エネルギー利用施設、LED照明などのエネルギー効率化設備、クリーンエネルギー自動車及びクリーンエネルギー自動車燃料供給施設、自家発電装置、蓄電池
(主な特長)

- ・最優遇金利(年 1.2%) を適用
- ・規模要件なし 申込み前の知事認定手続きは不要

(問い合わせ先) 和歌山県商工振興課 (TEL:073-441-2744)

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>

5 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会活動

5-① 支部研修会

改正「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行から2年が経過しました。

今回、県循環型社会推進課の担当官から「石綿含有廃棄物等の処理」についての解説及び協会からP F O S 含有廃棄物の処理に関する留意事項、労働安全衛生の進め方等について、昨年度に引き続き、協会の全会員を対象に協会の5支部（紀北支部、和歌山支部、海南・有田支部、御坊・田辺支部、紀南支部）4会場で研修会を実施しました。

[研修会実施スケジュール]

対象支部：御坊・田辺支部	[出席者：19名]
日時：平成25年1月9日（水）	13：30～16：00
場所：ビッグ・ユー研修室 2番	
対象支部：紀南支部	[出席者：11名]
日時：平成25年1月10日（木）	13：30～16：00
場所：東牟婁振興局 2階会議室	
対象支部：紀北支部	[出席者：17名]
日時：平成25年1月11日（金）	13：30～16：00
場所：打田生涯学習センター 会議室	
対象支部：和歌山支部、海南・有田支部	[出席者：30名]
日時：平成25年1月16日（水）	13：30～16：00
場所：和歌山市勤労者総合センター 4階大会議室（1）（2）	

[研修会テーマ]

- (1) 石綿含有廃棄物等の処理について
- (2) 協会から情報の伝達について
 - ① P F O S 含有薬剤の取り扱いについて
 - ② 排出事業者と処理業者との廃棄物情報の十分なやり取りについて
 - ③ その他
 - 1 中・大型トラックバスのホイール締め付けトルクについて
 - 2 業務災害補償制度のご案内と普及のご依頼について
 - 3 電子マニフェストシステム利用料金改定表
 - 4 フェニックス広報誌
 - 5 除染などの作業に当たる作業員の皆様へ
- (3) 労働安全衛生について
 - 職場巡視の効果的な進め方 —
- (4) その他



← 御坊・田辺支部



紀南支部 ⇒



← 紀北支部



和歌山支部／海南・有田支部 ⇒

5-② 行政懇話会の開催

行政懇話会は産業廃棄物業界と和歌山県、和歌山市の関係行政との意見交換会として、平成25年2月8日、第一回会合を協会会議室において開催し、ご多忙な折りにもかかわらず和歌山県循環型社会推進課から2名、廃棄物指導室から1名のご臨席を頂きました。当協会からは武田全弘会長、中川藤吉、目良敏、井川朗、貴志修三の各副会長、高松良文専務理事、西本治雄協会事務局長が出席し、以下の内容について、意見交換及び当協会からの要望等伝え、内容のある第一回会合でした。

[懇話会テーマ]

1 災害協定について

災害時に機動的な対応が図れるよう、県内市町村と大規模災害時の事前協議及び関西広域連合との連携の在り方。

2 優良産業廃棄物処理業者認定制度の運用について

産業廃棄物処理許可更新時における優良産業廃棄物処理業者の隨時認定の運用要望。



3 リサイクル材の用途拡大について

現在、RC材の用途は路盤材としての利用が一般的である。今後、広く用途の拡大を図れないか等、意見交換及び要望を行った。



5-③ 環境配慮契約法に基づく廃棄物の処理に係る契約についての説明会

環境配慮契約とは、製品やサービスを調達する際に環境負荷が出来るだけ少なくなるような工夫をした契約を指します。いわゆるこのグリー契約を推進するため、環境配慮契約法が制定されました。環境配慮契約法は、国や独立行政法人、国立大学法人等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約をする仕組みであり、現在、具体的な仕組みとして、6分野についてこの環境配慮契約法に基づく基本方針が定められています。

6分野とは [①電気、②自動車、③船舶、④E S C O、⑤建築物、⑥廃棄物の処理]についてであり、「⑥廃棄物の処理」について追加の基本方針が平成25年2月5日閣議決定されました。

環境配慮契約法に基づく産廃処理の委託契約については、参加資格を規定する契約方式の基本的な考え方として、温室効果ガス等の排出削減に係る取り組み、優良認定への適合の評価等による「据切り方式」が採用されています。

今後、適正処理の能力だけでなく、優良認定への適合の評価など環境に配慮した取り組みをしている処理業者が優位となる方向が明確になってきています。

等々について以下に基づいて説明会を開催しました。

環境配慮契約法(説明会)

次 第

日時：平成25年2月14日(木)

午後1時30分から

場所：酒直ビル 3階 会議室

1 開会挨拶

2 研修内容

1) 環境配慮契約法の概要

2) 環境配慮契約の推進に関する基本方針

3) 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について

4) 関連新聞記事

5) 平成24年度「環境配慮契約法基本方針説明会」開催日程

3 閉会挨拶

5-④ 継続学習制度(CPDS)の講習会認定

産業廃棄物処理実務者研修会～基礎コース～

☆平成25年5月29日(水) プラザホープにて開催

☆参加人数 排出事業者及び処理業者における産業廃棄物を取り扱う実務担当者 171名

☆この研修会は、産業廃棄物を取り扱う方々の実務に必要な委託契約、マニフェスト(産業廃棄物管理票)、帳簿等の産業廃棄物の幅広い基礎知識を学び、初心者から経験者まで、多くの方々に知識の習得、再認識をしていただくことを目的としています。

☆受講料 当協会会員 5,000円(税込) (テキスト代含む)
非会員 7,000円(税込) (テキスト代含む)

☆研修内容

10:00	12:00	12:50	13:10	14:30	16:00	16:30
産業廃棄物 処理の基礎	昼 休み	質疑 応答	産業廃棄物の委託処 理と委託契約	産業廃棄物管理 ・帳簿	質疑応答・ 修了証の交付	

すべての科目を受講し研修会を修了された方には修了証を交付し、CPDS受講証明を希望する受講者には受講証明書を発行しました。



5-⑤ 安全衛生活動事業

— 災害事例研修会 —

我々協会員が安全衛生活動事業に取り組み、労働災害の防止及び作業環境の整備につなげるため、安全衛生活動事業の一環として次のとおり、災害事例研修会を実施いたしました。

開催日時 平成25年1月25日（金） 午後1時30分から午後4時

開催場所 プラザホーブ

参加者数 38名

(1) 労働災害発生状況及び労働災害防止のヒント

- ・ 講 師 和歌山労働基準監督署
安全衛生課 村上 浩 課長

- ・ 研修内容 労働災害発生状況、特に産業廃棄物処理業の災害事例、事故内容、原因とその防止対策並びに安全衛生活動の重要性やリスクアセスメントの必要性を詳しく解説されました。

(2) エコ運転と交通安全（危険予知）

- ・ 講 師 一般社団法人日本自動車連盟和歌山支部
推進課 小山 真 係長

- ・ 研修内容 燃費向上と安全運転につながるエコ運転と、いくつかの事故誘発場面設定で危険予知を行うことが、交通事故の未然防止につながることを学びました。



—安全衛生推進会議—

中小企業等小規模事業場の安全衛生水準の向上を目指すことを目的として、平成16年度から安全衛生活動に取り組んでいます。平成20年度から平成22年度までの3年間は中央労働災害防止協会の支援を受けて、「団体安全衛生活動援助事業(たんぽぽ計画)」を実施しました。

1 団体安全衛生活動援助事業の実施成果について

各事業場も活動初期においては、たんぽぽ計画の意識も薄く感じられたが、活動を実施していく中で、全体的に安全衛生意識の向上、活動内容・方法も理解され、活動についての意見・質疑も多くなり、活動に対するレベルも上がっていました。

たんぽぽ計画は終了し2年余り経過しましたが、今後とも、安全衛生活動に取組み、労働災害の未然防止に努めていく必要があります。

2 今後の活動事業の取組みについて

平成25年7月5日に（一社）和歌山県産業廃棄物協会安全衛生委員会武田委員長と安全衛生促進委員（4名）を中心に、安全衛生推進会議を開催しました。議題は平成25年度の活動事業計画と（公社）全国産業廃棄物連合会からの各正会員に対する安全衛生事業の取り組み状況調査に対する当協会の回答結果等について熱心に話し合われました。

平成25年度の活動事業内容としては、年2回の安全衛生研修会（リスクアセスメント推進研修会・災害事例研修会）に加えて、改正「労働安全衛生規則」の研修会の開催、年2回の相互安全衛生パトロールの実施を計画しています。



5-⑥ 「ヒヤリ・ハット」体験事例について

「ヒヤリ・ハット」体験事例につきましては、平成24年11月と平成25年4月に皆様方のご協力を得て調査しましたが、その結果につきましては、下記のとおりでした。ヒヤリ・ハット体験は産業廃棄物の取り扱い作業中に限らず、現下の交通事故から、車両運転途中など日常的にどこにでもあると思います。この体験情報を会員が相互に共有し、対策を講じて事故を未然に防いでいく必要があります。

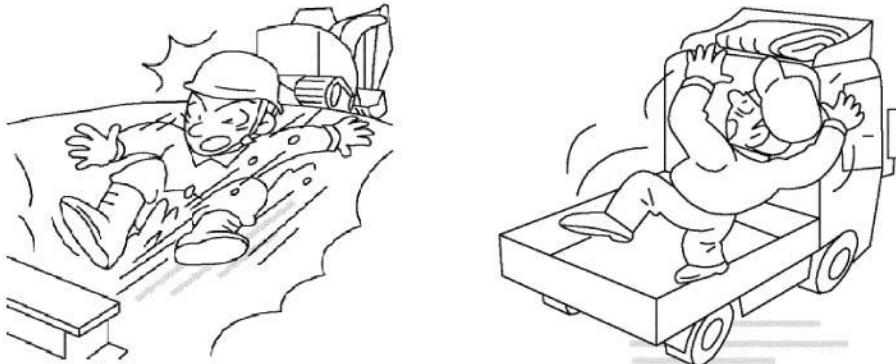
今後とも会報に「ヒヤリ・ハット」体験事例を掲載してまいりたいと考えておりますので、会員企業の皆様で「ヒヤリ」または、「ハット」したような体験の事例がございましたら各月末に、協会までお寄せください。

身近な「ヒヤリ・ハット」体験事例

**分類：収集運搬
事故の型：転落・転倒**

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	コンテナの荷物に飛散防止用シートをかけているとき	足元が濡れていたので落下しそうになった	一人でシート掛けをするときは脚立等を使用し、直接コンテナに乗らないようにする	安全に、かつ早く作業が出来ている
2	運搬先	コンテナを下に降ろさずシートを撤去しているとき	コンテナをトラックに乗せたままシートを撤去していたので足元が不安定になり落下しそうになった	コンテナを降ろしてからシートを撤去するようにした	安全に、スムーズに作業が出来ている
3	現場	コンテナに飛散防止用シートをかけているとき	シートが破れていって足が引っ掛かり転落しそうになった	物品の事前確認を行い、現場には良品を持ち出す	安全に作業が出来ている
4	工場内	選別ラインの運転中踏み台に乗りフィンガースクリーンの掃除をしているとき	振動で踏み台から転落しそうになった	ラインを止め安全確認してから掃除する	安全に作業が出来、早く掃除が出来ている
5	施設内	廃棄物にシートをかけているとき	シートのゴムに引っ掛けたりつまずいて転倒しそうになった	安全ベルトをして、注意して行う	安全に作業が出来ている
6	施設内	コンテナを降ろさずにシートを撤去しているとき	雨で足元が滑り落下しそうになった	シートやネットを撤去するときは必ずコンテナを降ろしてから作業する	安全に、しかも早く作業が出来ている
7	工場内	コンクリート殻を降ろしているとき	コンクリート殻が大きすぎて後ろアオリにつかえ重心が後ろに移動して前輪が浮き転倒しそうになった	コンクリート殻を小割にして積み込むか、後ろアオリを外してから荷下ろしをする	時間と危険が回避され、作業効率が上がった
8	工場内	単車で出勤しているとき	斜め交差の線路を横断するときハンドルをとられ転倒しそうになった	徐行運転と線路に対して直角に走行する	安全走行が出来ている
9	施設内	手積み作業をしているとき	通路に置いている荷物で視界が悪く転倒しそうになった	作業前に通路の安全確認、確保を行う	安全に作業が出来ている
10	ごみ集積場	生ごみ袋をトラックの荷台に積み上げるとき	生ごみ袋の漏れのため足場がすべり転倒した	足元に十分注意して作業を行う	安全に作業が出来ている
11	工場内	ファイバードラムを積んだコンテナを引上げているとき	トラックの荷台に積み込んだドラムの数が少なかったので隙間ができ、引上げたとき、扉が壊れそうになった	ファイバードラムを固定していない場合、引上げ時、荷下ろし時は注意確認して作業する	安全に作業が出来ている
12	工場内	ケーブルドラムを10トンコンテナに積み込んでいるとき	ケーブルドラムの下に輪木を置き忘れたので転がってきそうになった	輪木を置くのを確認するあわてず作業に集中する	安全に作業が出来ている

13	工場内	耐火レンガを載せたコンテナ車で現場を発車するとき	後方扉付近に耐火レンガのくずが高く積んでいたので落下しそうになった	荷姿(過積載・片荷～不安定・粉じん落下防止)及び扉固定状況を確認する	安全走行が出来ている
----	-----	--------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------

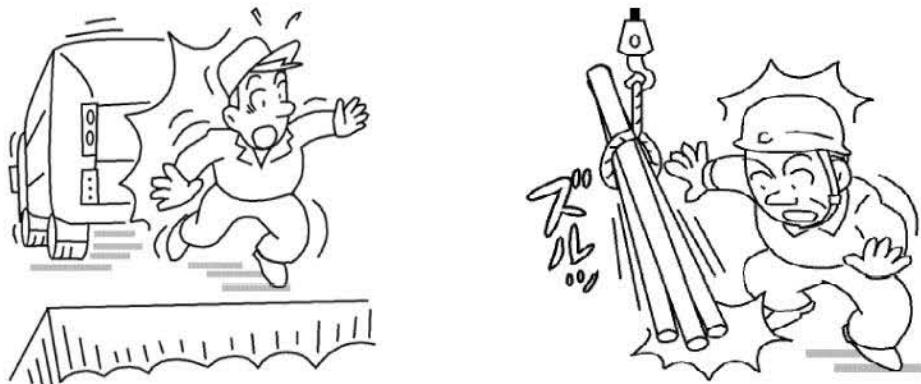


分類：収集運搬

事故の型：衝突・接触

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	施設内	チップ積込みヤードに大型コンテナ車をパックしているとき	他の作業をしていた人が大きな声をだしたので、自分の車の後ろに何かあると思いびっくりして急ブレーキをかけた	誘導員を配置する	バックしやすくなり、安全に作業が出来ている
2	一般道路	パッカー車でごみを収集するのにパックしているとき	後ろで合図してくれる作業員が、運転席から見えないとこに入り接触しそうになった	合図してくれる作業員が見えないとときは動かない	声掛けをし、安全に作業が出来ている
3	街中の一般道路	コンテナ車を運転しているとき	人が急に車の前に飛び出してきたので急ブレーキをかけた	街中を走行するときは速度を落とし注意して走行する	街中だけでなく、国道を走行しているときも安全走行ができる
4	ローリー洗浄場	荷物を載せたフォークリフトでローリー洗浄場を横切ろうとしたとき	ローリー洗浄場からタンクローリーが出てきたので衝突しそうになった	建物で死角となったのでカーブミラーを設置したローリー洗浄場前で一時停止をする	安全に作業が出来ている
5	国道	トラックを運転しているとき	見通しの良い直線道路を方向指示器を出して右折しようとしたとき後ろの車が追い越しをかけてきて接触しそうになった	後続車があるとき手前の広い場所で道を譲るようにした	安全走行が出来ている
6	団地内	車を運転しているとき	せまい道路で自転車・歩行者が急に出てきた	徐行運転し、安全確認を行う	安全走行が出来ている
7	ごみ集積場	ごみ収集車が後退しているとき	車両の後ろを歩行者が横切る	バックモニターで確認し細心の注意をはかる	安全走行が出来ている
8	商店街	車を運転しているとき	優先道路を走行中脇道から自転車が飛び出してきて接触しそうになった	「かもしれない運転」を心がけ、商店街では特に注意し徐行する	安全走行が出来ている
9	トラック駐車場	乗務終了し車内で運転日報を整理しているとき	サイドブレーキの引きが甘くてトラックが前進し、停車していたトラックに接触しそうになった	サイドブレーキを確実に引き動き出さないか確認する 降車時は必ずタイヤに歯止めする	停車中のトラックが勝手に動き出すことがなくなった
10	南海フェリ一駐車場前的一般道路	トラックを運転しているとき	南からの片側2車線道路で、同地点付近で右側車線が無くなりゼブラゾーンになり左車線に強引な割り込みがあった	ゼブラゾーンは通常、走行しないが車線が無くなることで割り込まれることを想定して右側ドアミラーで確認する	安全走行が出来ている
11	和歌山市橋向町の一般道路	トラックを運転しているとき	交差点付近の車線区分ラインの元の黒く消されていた古いラインがはげてきて白くなつたため、見づらく危険であった	前後・左右の車間距離に余裕をもって走行する	気持ちにゆとりを持ち注意して走行することで危険なことには遭遇しなくなった

12	施設内	屋内駐車場から場内に出るとき	会社車両と客先車両が接触しそうになった	一時停止ラインの設置を検討した 屋外に駐車場を設置した	安全走行が出来ている
13	工場内	ドラム缶をクレーンで吊ってトラックに積み込んでいるとき	研磨材の入ったドラム缶が思った以上に重く、操作を誤ったのでトラックの横側部分と接触しそうになった	車両設置時は作業半径内とし、親ブーム起伏動作をなるべく少なくする アウトリガーの確認と旋回はゆっくり行う	安全に作業が出来ている
14	工場内	車両で倉庫内に進入しているとき	急にうす暗い倉庫に進入したので視界が悪く、また誘導員の合図も確認しづらかったので設備に接触しそうになった	徒歩にて確認する 誘導員と打合せを行う	危険防止が出来ている
15	工場内	トラックを運転しているとき	重機の後方を通過するときに重機がバックてきて接触しそうになった	接近しているときは手前で一旦停止し必ず相手の視界に入り合図をする	安全走行が出来ている
16	工場内	トラックを運転しているとき	ケーブルドラムを積みすぎて構内の配管に接触しそうになった	積荷の高さ、出幅、長さは道路交通法を遵守し、さらに構内の運行経路を確認し対策する	安全走行が出来ている



分類：収集運搬
事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	駐車場	粗大ごみを積み込んでいるとき	タンスが倒れてきた	重量、バランスを確認して作業を行う	安全に作業が出来ている
2	工場内	がれきを積んだコンテナ車で走行しているとき	コンテナの縁の上に積んでいたがれきが落下しそうになった	積荷を確認するとともに必要に応じて飛散防止シートをかける 粉じん飛散防止のため散水する	飛散未然防止が出来ている
3	工場内	コンテナ車の扉を開けているとき	コンテナ引上げ前に後方扉がロックされていなかったので荷物が落下しそうになった	引上げ時は確認する ロックが不具合の場合、修理を行う	安全に作業が出来ている
4	工場内	コンテナを引上げているとき	コンテナの下内側梁部分に再生砂が残っていて、気付かず走行し再生砂を落下しそうになった	車体にコンテナを引込み後方扉の締まり具合、飛散物の付着を確認する	安全に作業が出来ている
5	工場内	トラックで走行しているとき	後方ダブルタイヤの間に挟まっていた石が飛んで後方車両に当たりそうになった	トラック上部荷姿及び飛散防止状況に統いて足回りを点検する	安全走行が出来ている
6	工場内	10トンコンテナを引上げるとき	後方扉のロック確認が出来ていなかったのでコンテナの中身が飛び出しそうになった	後方扉の施錠を確認する	安全走行が出来ている
7	工場内	ダンプを運転しているとき	道路上に落ちている石を後方タイヤの端で踏んだため、歩行者に当たりそうになった	車両の前方及び側面を注意しながら運転する	安全走行が出来ている

8	工場内	10トンコンテナにケーブルドラムを積み込んでいるとき	先に積んだケーブルドラムが転がってきてコンテナから落ちそうになった	歯止めをする 駐車場所は傾斜していないか、注意する 平坦地で作業を行う	安全に作業が出来ている
---	-----	----------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-------------

分類：収集運搬

事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	飛散防止シートをはずしているとき	シートに廃棄物が引っ掛かり荷台から廃棄物が落下した	廃棄物の積込み方法を工夫した	安全に作業が出来ている
2	工場内	ケーブルドラムを10トンコンテナに積み込んでいるとき	コンテナとケーブルドラムの間に挟まれそうになった	歯止めをきちんと設置するできれば1人作業を避ける	安全に作業が出来ている
3	工場内	コンテナ引上げのためバックを走行しているとき	現場内の地面にはわしていた散水用ホースを踏んで破裂させてしまいそうになった	進入時は通行足元、上部接觸物が無いか下車し、目視確認する	安全走行が出来ている

分類：収集運搬

事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	廃棄物を降ろしているとき	急いで降ろそうとコンテナの扉を開けたので廃棄物が落ちてきた	作業はあわてずに確認しながら行う	安全に作業が出来ている
2	会社内倉庫	パッカー車に廃棄物を積み込んでいるとき	廃棄物の中に混入されていたライターから出火した	ライターを別に保管する	安全に作業が出来ている
3	工場内	廃棄物にシートをかけているとき	シートのゴムを強く引きすぎたので足場がすべり転倒しそうになった	足元を注意し確認する	安全に作業が出来ている
4	焼却場	パッカー車に缶を積み込んでいるとき	缶の中に可燃性ガスが残っていたので圧縮したとき破裂した	缶の中に残っている可燃性ガスを抜き取る	安全に作業が出来ている
5	工場内	大型トラックで解体現場を出るとき	地面から出ている数本の鉄筋でタイヤを破損(パンク)しそうになった	事前確認をし踏まないようにする	安全走行が出来ている
6	工場内	コンテナにシートをかけているとき	コンテナの荷物がいが粟のようになっていてシートが剥けそうになった	ロープまたはワイヤで落下防止対策を行い、その上に飛散防止シートを取り付ける	安全に作業が出来ている
7	工場内	ベルトコンベアのベルトを10トンコンテナに積み込むとき	ベルトが大きすぎて後方扉の上に乗つかってしまいもう少しで後方扉を破損してしまいそうになった	過積載をしない、させない、両側前後にはみ出さない等飛散、荷崩れの防止措置を行う	安全走行が出来ている
8	工場内	耐火レンガを載せたコンテナ車で現場を発車するとき	耐火レンガの比重計算を誤り、過積載しそうになった	事前計算をしっかり行い、積込み容量を確認する	安全走行が出来ている

分類：中間処理
事故の型：転落・転倒

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内の選別ライン	ゲートを開けて荷降ろしをしているとき	奥側の荷を引っ張りだしたところ結び目がほどけてゲート付近に転んだ	慎重な作業行動と安全ベルトをする	安全に、スムーズに作業が出来ている
2	家屋解体現場	屋根のトタンを外しているとき	屋根の下地板が抜け落下しそうになり、その時手を釘でついて怪我をした	高所作業時は、足元に十分注意し安全ベルトを着用する	安全に作業が出来ている
3	工場内	油圧ショベルで仕分け作業をしているとき	機械を止めて降りようとしたとき作業服のポケットにレバーが引っ掛かり転びそうになった	作業はあわてず確認しながら行う	安全に作業が出来ている
4	家屋解体現場	屋根の瓦を降ろしているとき	瓦で足を滑らし、コンテナの中に落下しそうになった	高所で作業をするときは安全ベルトを着用し足元の安全確認をする	安全に作業が出来ている
5	施設内破碎場	プラスチックを破碎機に投入しているとき	床に落ちていたプラスチックを踏んで転倒しそうになった	作業場は常に整理整頓し、特に破碎機などの機械があるところでは足元を確認する	安全に、スムーズに作業が出来ている
6	取引先コンテナ設置場所	コンテナに飛散防止用シートをかけているとき	シートのゴムが廃プラに引っかかったので外すためコンテナに登ったが廃プラに足元をとられ転倒しそうになった	踏み台(脚立)を使用する予めシートのたたみ方(シートの両端が中央にくるようにする)を工夫する	安全に、しかも早く作業が出来ている
7	施設内	ローリングタワー(三段)を使用しているとき	ローリングタワーを使用し塗装していて、横に移動する際、上部に人がいるのに気付かず移動しようとした	ローリングタワーの使用を中止し、高所作業車を使用した。その際運転免許所持を確認する	安全に作業が出来ている
8	工場内	コンテナを地面に設置するとき	地面が土で後方車輪が埋まり、コンテナが傾いて転倒しそうになった	新設前の地盤を確認する不向きであれば敷き鉄板を敷く	安全に作業が出来ている
9	工場内	ダクトを積み込んだコンテナを引上げるとき	コンテナの中でダクトが荷崩れしそうになった	コンテナ内の下部荷物を確実に安定させる片荷にならないようにする	安全に作業が出来ている
10	工場内	机を二人で運んでいるとき	1人が足元の配線につまずいて2人とも転倒しそうになった	作業前に動線を確認する仮撤去するか養生するか迂回する	安全に作業が出来ている
11	工場内	机の上に乗って荷物を積み上げているとき	バランスをくずして転落しそうになった	足元は安定感を持たせて配置する	安全に作業が出来ている



事故の型：衝突・接触

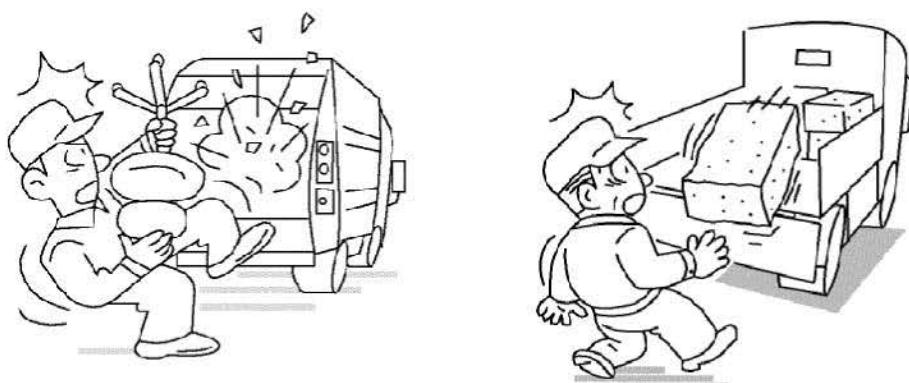
No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	油圧ショベルで作業をしているとき	重機の台数が多いため重機と重機が接触しそうになった	オペレーターは重機の旋回範囲や通路を十分確保する	安全に作業が出来ている
2	施設内	油圧ショベルを旋回しているとき	旋回範囲内に作業員がいたのでびっくりした	旋回するときは周りを注意し、ポリコーン等で作業範囲をしめす	安全に作業が出来ている
3	焼却場施設内	機械を整備しているとき	薄暗い中での作業で頭を機械にぶつけてこぶができる	ヘルメットを着用する	安全に作業が出来ている
4	工場内	混合廃棄物をリフト車で移動しているとき	バックしようとハンドルを切ったところ前方で作業員がリフト車すれすれに寄ってきたので接触した	お互いが周囲の安全確認してから作業する	安全確認をすることにより作業がスムーズにでき効率があがってきた
5	工場内	タイヤショベルで移動しているとき	横から作業員が出てきて当たりそうになった	構内は最徐行で、安全確認を怠らないようにする	安全に、スムーズに作業が出来ている
6	工場内の選別ライン	リフト車でヤード内の木くずを取り出しているとき	上で選別している作業員が下で作業しているのに気付かず木くずを投入口から落としまった	ヤード内で作業するときは、上で作業している人に声をかけ作業を止めてもらう作業の打合せを綿密に行う	安全に、スムーズに作業が出来ている
7	工場内	混合廃棄物を Yunボで選別しているとき	Yunボのアームが工場の屋根に接触した	重機等の運転をするときは周囲を確認し注意する	常に安全確認し、作業すると事故は防げる
8	工場内	建設機械で廃棄物をかきあげているとき	ブームの先で処理施設が当たりそうになった	周囲の安全確認をきっちり行う	安全に作業が出来、ヒヤッとすることがなくなった
9	工場内	手で荷物を運んでいるとき	荷物を降ろしてその荷物の場所をかえようとして、フォークリフトを止めたがミッションがはいっていたため動き出した	ミッションはニュートラルであることを確認する	安全に作業が出来ている
10	工場内	リフトで荷物を運搬しているとき	荷崩れし荷物が壁にぶつかった	荷物をラップで固定する荷物のバランスを考える他の作業員と声をかけあう	安全に作業が出来ている
11	工場内	コンテナに横から荷物を手で投入しているとき	コンテナの角で肘を強打しそうになった	荷物が重たかった場合は、後方扉を開けて積込む	安全に作業が出来ている

分類：中間処理

事故の型：飛来・落下

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	重機で廃棄物を選別しているとき	廃棄物をフォークで掴むときはじけて自分の方に飛んできた	周りを確認しあわてず確実に掴む	安全に作業が出来ている
2	工場内	選別作業をしているとき	Yunボで選別作業中、プラスチックの容器を挟んだとき、プラスチックが割れ、顔にあたりそうになった	廃棄物の確認を十分行い、ゴーグルをつける	安全に作業が出来ている
3	工場内の選別場	コンテナの中から廃棄物を展開するとき	コンテナの中の廃棄物が人に覆いかぶさりになり怪我をしそうになった	ダンプアップするときは運転手がクラクションをならし注意喚起する	注意力が向上し、廃棄物の展開作業がスムーズになった
4	施設内	コンクリート殻の小割作業をしているとき	バックホーに油圧ブレーカーを装着して破碎中コンクリート殻が飛び散り作業員に当たりそうになった	作業箇所周辺に立入るときは重機運転手に声や合図をし、気付いてもらうまでは立ち入りない	安全に作業が出来ている

5	工場内	OA機器を台車に乗せて運んでいるとき	段差がありバランスを崩してOA機器が床に落下しそうになった	着工前搬出ルートを確認し、状況によりコンパネあるいはスロープを設置する	落下防止が出来ている
6	工場内	ファイバードラムを手積みしているとき	コンテナに横に順番に高く積上げていたらファイバードラムが崩れそうになった	下部、中部、上部と進捗に応じて荷姿を確認し、ロープにて仮留等を行う	安全に作業が出来ている
7	工場内	荷物を台車に乗せて運んでいるとき	段差で台車がバランスを崩して荷物が落下しそうになった	足元の段差を確認する 積荷の不安定をなくす	安全に作業が出来ている
8	工場内	フォークリフトで荷物を乗せたパレットを運搬しているとき	段差のためバランスを崩し、荷物が落下しそうになった	段差部分に浅木を沿わせる	安全に作業が出来ている



分類：中間処理

事故の型：挟まれ・巻き込まれ

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	工場内	廃棄物をタイヤショベルで積み込んでいるとき	タイヤショベルの後方を作業員が通過した	作業範囲内には立ち入らないことを徹底する	安全に作業が出来ている
2	工場内	ファイバードラムを手積みしているとき	暑さのため、汗で手が滑ってファイバードラムを足の上に落としそうになった	滑り止めの付いた軍手を使用する 汗をかいた際はタオルでふき取る	きっちり点検し安全に作業が出来ている
3	工場内	ファイバードラムを手積みしているとき	ファイバードラムが転がってきて足を挟みそうになった	コンテナを平坦地に設置し重ね積みは確認しながら奥より並べて配置する	安全に作業が出来ている
4	工場内	コンテナに荷物を積んでいるとき	後方扉のロックが出来ていなくて自然に閉まってきて体が挟まれそうになった	後方扉を開けたとき確実にピンロックする	安全に作業が出来ている

分類：中間処理

事故の型：その他

No	どこで	何をしているとき	なぜ、どうなった	その後の対策	対策結果
1	焼却場施設内	焼却完了後ダンピングロストルを点検しているとき	炉内扉を軍手のまま開けたので火傷しそうになった	必ず革手袋を使用する	安全に作業が出来ている
2	工場内	混合廃棄物を選別しているとき	板に釘がついていて手に刺さりそうになった	革手袋をし、確認しながら作業する	安全に作業が出来ている

3	工場内の選別ライン	混合廃棄物を選別しているとき	足元に置いてあるコンテナに石を入れようとしてコンテナの横に落とした	作業はあわてず確実に行う	安全に作業が出来ている
4	焼却場炉内投入ゲート	ゲートを閉めようとしているとき	手動でゲートを閉めたら黒煙が上がった	誘因装置が弱いので、修理する	安全に作業が出来ている
5	施設内	選別機のスクリーンを清掃しているとき	急にスクリーンが動き出し、足を打撲した	機械を動かすときは声を掛け合い安全確認する	安全に作業が出来ている
6	工場内	ラインで選別作業をしているとき	こぶしぐらいの石が手に向かって転がってきた	手をライン上に出さず安全な位置で待機しておく 常に排出口に注意する	事前に石の存在を察知し、危険を回避できるようになった
7	工場内の選別ライン	混合廃棄物を選別しているとき	フィンガースクリーンから大きな石が転がってきて手にあたりそうになった	粗選別のとき大きなものは出来るだけ取り除くようにする	安全に作業が出来ている
8	積替保管倉庫内	積替作業を行っているとき	塗料の空缶を積替えしているとき最初は手袋をしていたが最後は手袋をしていなかったので手を切った	作業は最後まで細心の注意を払って行う	安全に作業が出来ている
9	工場内	こんがらの入った土のう袋をコンテナに手積みしているとき	思っていたより土のう袋にこんがらが入っていたので重く、腰を痛めそうになった	こんがらの入った土のう袋をコンテナに手積みしているとき一輪車を使用して小運搬する	安全に作業が出来ている
10	工場内	コンテナを新設するとき	地盤が再生砂で仕上げていたので地盤が締まってなく、タイヤが煮え込みそうになった	地盤の強度、傾斜を確認する状況に応じ敷き鉄板の依頼を行う	安全に作業が出来ている
11	工場内	ファイバードラムを手積みしているとき	革手袋が破れてファイバードラムの金具で指を切りそうになつた	軍手と違い丈夫だから、買つて間もないから、昨日は異常なかったからと安心せず毎日点検する	安全に作業が出来ている
12	工場内	耐火レンガの紛体物が入ったフレコンバッグをロープで吊上げているとき	フレコンバッグが破れそうになつた	1WAYの中古フレコンであったが投入量は控えめにする	安全に作業が出来ている

5-⑦ 県外視察研修会

平成25年2月18日（月）～19日（火）の2日間、参加者20名で岡山県赤磐市の株西日本アチューマットクリーンさんと鳥取県米子市の（有）山陰クリエートさんへ視察研修に行きました。

☆株西日本アチューマットクリーンさんは、再資源化施設。〔R P F（固形燃料）製造工場〕こちらの工場は廃棄されるゴミを限りなくゼロに近づけるために、2005年夏に開設されました。安全については、もちろん、緑豊かな里山の環境を汚すことなく、地域と一体となった地球環境への取り組みを進められていました。この工場で製造されるR P Fは、化石燃料にかわり、CO₂削減を目指す製紙工場・製鉄会社など、幅広く利用されている様です。また、より多くの方に、もっと次世代エネルギーR P Fを知っていただくため見学者コースを設けられていました。

☆（有）山陰クリエートさんはR P F燃料リサイクル事業・廃プラスチック類リサイクル事業・発泡スチロールリサイクル事業・農業用ビニールリサイクル事業・食品循環資源（生ゴミ）リサイクル事業などをされています。また「エコマウッド」を利用しての物流用パレット（エコマパレット）の製造・販売もされていました。「エコマウッド」の原料は車のバンパーや家電製品、ペットボトルのキャップ等の廃プラスチックから作られた無公害、ゴミを残さない100%循環型素材のようです。

その素材を利用して作られたエコマパレットは腐らない為、使用方法に異なりますが対応年数が木材パレットにくらべ3～10倍以上延ばせるようになったそうです。



5-⑧ 第15回 親睦ゴルフコンペ

平成25年5月16日（木）に朝日ゴルフクラブ白浜コースにおいて、第15回親睦ゴルフコンペ（チャリティーコンペ：平成25年度第1回）を開催しました。

当日は、17社39名が参加し、天候にも恵まれ、よいゴルフ日和となりました。

また、プレー終了後は、各賞（1位～10位、以下5位ごと、当日賞、B.B賞、ベストグロス賞）の表彰が行われました。

第4回親睦ゴルフコンペからチャリティーコンペとして車椅子を寄贈していますが、今回は第12回目となり、新宮市に車椅子を寄贈しました。

今後も続けていきたいと考えていますので、皆様の参加をお待ちしています。

1 結果（敬称略）

優勝：田中 正紹（有）タナカ工務店

2位：松尾 廣（小椋リビングクリーン株）

3位：武田 利幸（有）武田造園

4位：吉田 勝己（株）吉田組

5位：松野 佳夫（有）ワコー産業

6位：岡本 克敏（株）吉田組

7位：岩間 育幸（有）タナカ工務店

8位：楠 健蔵（有）日置川清掃

9位：光定 靖弘（有）ワコー産業

10位：森山 規生（有）日置川清掃

15位：武田 勝（有）武田造園

20位：川崎 一男（株）丸六

25位：瀧本 利生（有）国辰商事

30位：根田 知樹（株）吉建

35位：坂本 泰規（株）丸六

当日賞：中村 雄三（株）ナカミチ建機サービス

B.B賞：前田 雄司（有）国辰商事

ベストグロス賞：森山 規生（有）日置川清掃

2 車椅子贈呈（1台）

贈呈先：新宮市

出席者：市民福祉部長

浜前 泰弘 氏

福祉課長

坂地 謙一 氏



5-⑨ 不法投棄防止海上パトロール

平成25年度第1回目（通算37回目）の不法投棄防止海上パトロールを実施し、海上から海岸線近くまで船で近寄り、不法投棄廃棄物の有無を確認しました。

○ 日 時：

平成25年6月18日（火）午前9時（出港）～午後2時45分（帰港）

○ パトロールメンバー：

和歌山県循環型社会推進課	1名
和歌山市産業廃棄物課	1名
和歌山市一般廃棄物課	1名
和歌山海上保安部	1名
和歌山県産業廃棄物協会	3名



○ パトロールコース：

和歌山南港（出港）→大川港→矢櫃海岸（有田市）→衣奈周辺（由良町）→戸津井漁港沖合→白崎→下津港（方）→和歌山南港（帰港）

○ パトロール結果：

- ・新たに不法投棄された場所は確認されなかった。
- ・加太港から大川港間の海岸に漂着廃棄物と見られる廃棄物（プラス容器類・木くず・廃タイヤ等）が確認できた。
- ・由良町衣奈周辺の海岸道路沿いに前回から残存する建設廃棄物らしき不法投棄物が確認できた。
- ・矢櫃海岸では、崖上から崖中腹にかけて前回同様若干の残存する不法投棄物が確認できた。
- ・下津港では、前回10月に実施した時と同様、不法投棄物は確認されなかった。



〔矢櫃海岸の現状〕



〔由良町衣奈周辺の現状〕

5-⑩ 収集運搬部会

不法投棄防止巡回パトロール

収集運搬部会では、平成25年6月5日（水）に和歌山市内を横断幕やマグネット表示板を装着したダンプカー、パッカー車などで不法投棄防止巡回パトロールを実施し、可能な範囲で撤去作業を行いました。

なお、谷が深いなどで撤去できなかったものも含め、パトロール結果を関係行政機関等に報告しました。

1 参加者：株ヴァイオス（3名）、株貴志安商店（2名）、株紀洋（1名）
株熊姫総業（2名）、株坂口興業（2名）、株日ノ本組（1名）
株日良建設（1名）、めらりサイクル株（1名）、株吉建（2名）
和歌山プレス株（1名）
和歌山市職員（4名）、協会事務局（3名）

計23名

2 コース：和歌山城砂の丸広場→和歌山西高等学校→森林公園→大川港沿岸→青岸エネルギーセンターへ撤去物の搬入→雜賀崎→和歌浦→岡崎→四季の郷

3 撤去廃棄物の量：

2トンパッカー車1台、軽トラ2台、2トン平ボディ車1台の計4台で
総回収量約870kg

4 撤去廃棄物の種類：

テレビ、冷蔵庫、自転車、扇風機、蛍光灯、ガラス片、古タイヤ（自動車・バイク・トラクター等の）、鉄パイプ、ペットボトル、空き缶、油の入ったプラ容器、車のバンパー、ヘルメット及びその他可燃ごみなどを回収しました。



5-⑪ 第16回 クリーンアップキャンペーン

今年も平成25年6月30日(日)に、浜の宮ビーチ(和歌山市)と天神崎海岸(田辺市)で毎年夏のイメージアップとして恒例になっているクリーンアップキャンペーンを実施しました。

今年で第16回をむかえ、会員の皆様、ご家族、田辺保健所、和歌山市役所、一般市民、子供さん等の協力を得まして、浜の宮ビーチでは、328名、天神崎海岸では、105名の方に清掃活動に参加していただきました。

今回もゴミ袋を片手に大勢の参加をいただき、大変、浜辺も綺麗になりました。

協会としては、来年度以降もクリーンアップキャンペーンを実施するとともに、社会奉仕活動等を通じて一般社団法人としての存在を正しく認知されるよう、今後とも努力して参りたいと考えております。

今後ともご理解、ご協力をよろしくお願い致します。

最後になりましたが、当日、資機材を提供して頂きました会員さま、ご参加いただきました会員の皆様、ご家族等の方々にお礼を申しあげます。



[浜の宮ビーチ]



[天神崎海岸]



[浜の宮ビーチ]



[天神崎海岸]

第16回クリーンアップキャンペーンに参加いただいた会員等

【浜の宮ビーチ】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
(株)井奥建材工業	10	(株)ジャルク	11
(株)石井建材店	4	西洋環境開発(株)	6
(株)ヴァイオス	17	大栄環境(株)	3
(株)エスエムエス	2	大弘建材(株)	2
(株)大瀧商店	6	(株)武内商店	4
(有)かさい	2	武田全弘行政書士事務所	3
風吹鹿島共同アスコン(株)	1	(協)中紀環境科学	1
環境カンファレンス(株)	2	(株)寺本工務店	2
(株)環境クリーンサービス	13	日鉄住金鉱化(株)	8
(株)貴志安商店	7	日鉄住金物流(株)和歌山支店	2
(株)紀洋・(株)吉建	5	(株)日ノ本組	5
紀和産業協業組合	8	(株)丸山組(海南)	7
(有)久保忠	4	(株)明光	3
(株)K S P	1	(株)目良建設	14
(株)小池組	32	めらリサイクル(株)	3
小椋リビングクリーン(株)	2	ヤツイトレーディング(株)	4
(株)坂口興業	6	和歌山県ヘルス工業(株)	10
(株)酒直	20	和歌山スチール協同組合	26
(株)三進建設工業	1	和歌山ゼロックス(株)	41
(有)サンローム	1	和歌山市役所	1
(株)岸化学	3	一般参加	25

【天神崎海岸】

参加企業名	参加者数	参加企業名	参加者数
(株)朝日ダイヤゴルフ	3	田中陸運(株)	4
(株)尾花組	7	田辺工業(有)	11
(株)蒲田嵩商店	2	(有)日置川清掃	8
木下建設(株)	2	(株)丸山組	2
(株)共栄建設工業	2	和歌山県再生資源事業協同組合	2
(有)協和運輸	2	和歌山県資源開発協業組合	2
(有)国辰商事	20	和歌山ゼロックス(株)	9
(有)志場商店	5	(有)ワコー産業	3
(有)タナカ工務店	16	田辺保健所	1
一般参加	4		

5-⑫ 青年部会活動

青年部会（会長 吉村 享）では、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会第1回通常総会と同日の午後1時より、ダイワロイネットホテル和歌山（和歌山市）で第14回青年部会総会を開催しました。

当日は27名（委任状を含む。）の出席があり、議長に吉村氏が選出され、次の各議案が審議され、承認・可決されました。

第1号議案 平成24年度事業報告

第2号議案 平成24年度決算報告（監査報告）承認の件

第3号議案 平成25年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成25年度予算（案）承認の件

第5号議案 会則の一部改正（案）承認の件

平成25年度事業計画は次のとおりです。

- 1 組織強化の充実
- 2 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が行う事業活動の分担と支援
- 3 教育研修事業
- 4 他団体との連携
- 5 青年部会員の親睦を図るための独自の交流会の開催



その他の主な行事は以下のとおりです。

○近畿ブロックスポーツ交流会

開催日：平成24年11月30日（金）

場 所：千日前ファミリーボウル

内 容：近畿ブロックの青年部会員が集まり、スポーツ（ボウリング）を通じて交流を深めました。



○平成24年度第5回役員会

開催日：平成24年12月14日（金）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 第8回全国青年部協議会全国大会（岡山大会）の報告

(2) 近畿ブロックスポーツ交流会の報告

(3) 近畿ブロック研修会（滋賀県）について

(4) その他

○近畿ブロック研修会（滋賀県）

開催日：平成25年1月25日（金）

場 所：大津プリンスホテル

内 容：滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖政策課長の小林 泉氏による講演会「近畿の命の源 琵琶湖」が開催されました。

○第3回スプリングカンファレンス2013

開催日：平成25年2月15日（金）

場 所：沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ

議 題：(1) 第8回全国大会及びCSR2プロジェクトの検証

(2) 平成25年度からの全体事業内容に関する件

(3) 第9回全国大会並びにSC2014開催場所承認の件

(4) 意識調査アンケート内容

(5) その他

○平成24年度第6回役員会

開催日：平成25年2月26日（火）

場 所：協会会議室

- 議 題：(1) 近畿ブロック研修会（滋賀県）の報告
(2) スプリングカンファレンス2013の報告
(3) 平成24年度青年部研修会の開催について
(4) その他

○平成24年度青年部研修会

開催日：平成25年3月9日（土）

場 所：和歌山ビック愛

内 容：和歌山県商工観光労働部 企業政策局 企業振興課の口井 隆司氏による講演会
「世界から見た和歌山」が開催され、和歌山県だけでなく、世界各地の環境問題等について、自らの経験をもとに講演していただきました。



○平成25年度第1回役員会

開催日：平成25年4月10日（水）

場 所：協会会議室

- 議 題：(1) 近畿ブロック第6回幹事会の報告
(2) 会則の一部改正について
(3) その他

○平成25年度第2回役員会

開催日：平成25年5月8日（水）

場 所：協会会議室

- 議 題：(1) 第14回平成25年度青年部会総会について
(2) その他

○近畿ブロック平成25年度定期総会

開催日：平成25年6月28日（金）

場 所：ホテルモントレ神戸

議 案：第1号 平成24年度事業報告及び収支決算報告承認の件

第2号 平成25年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件

第3号 役員改選の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、株C A P 代表取締役社長 横野 孝人氏による講演会「戦略的広報による事業成果の最大化・最適化」が開催されました。



○全国産業廃棄物連合会青年部協議会第14回通常総会

開催日：平成25年7月26日（金）

場 所：青山ダイヤモンドホール（東京都）

議 案：第1号 平成24年度事業報告承認の件

第2号 平成24年度収支決算報告承認の件 平成24年度監査報告

第3号 平成25年度事業計画案承認の件

第4号 平成25年度収支予算案承認の件

第5号 役員改選の件

以上の議案が審議され、承認されました。

なお総会後、全国産業廃棄物連合会 青年部協議会 会長 加山 順一郎氏による講演会「CSR2プロジェクト継承と進化」が開催されました。



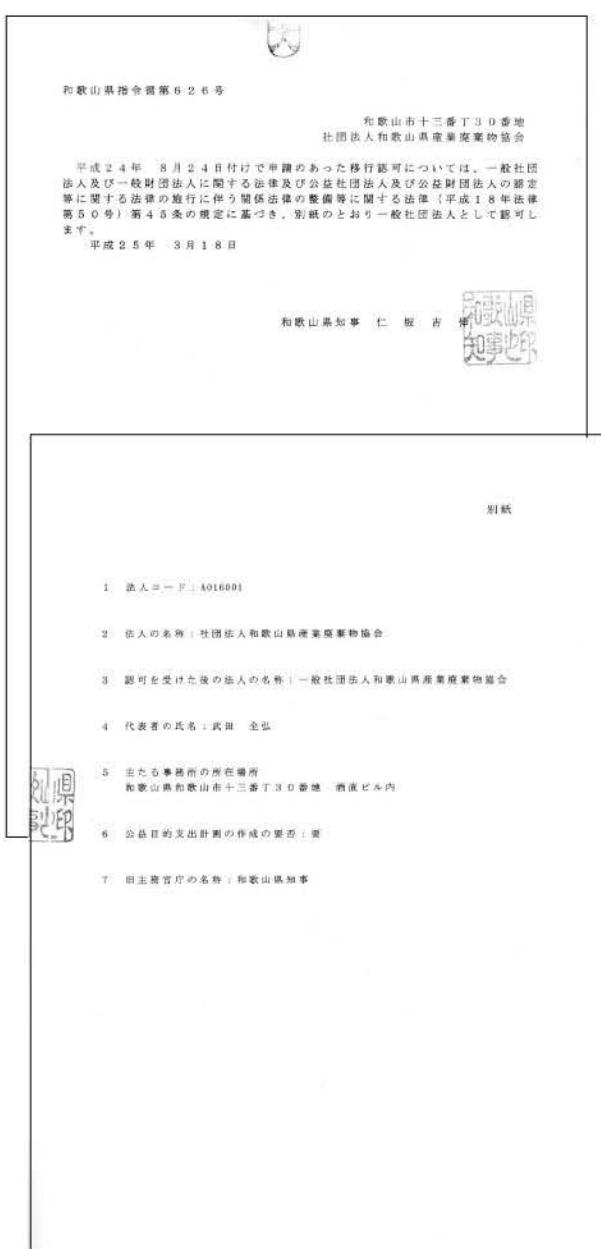
「第9回青年部全国大会の開催場所は名古屋市です」

6 事務局だより・情報コーナー

6-① 一般社団法人へ移行しました!

当協会では、公益法人制度改革に伴い、一般社団法人への移行準備を進めていましたが、平成25年3月18日付で和歌山県知事の認可を頂き、4月1日をもって移行登記が完了し、『一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会』として新たにスタートしました。今後もさらに充実した事業運営に取り組んでまいりますので皆様のご理解とご協力をお願いします。

移行に伴い、会員の皆様には既に新しい会員証を配付したところです。また、ホームページもリニューアルして見やすく、内容も充実させました。随時、情報を更新していますので、是非ご活用下さい。



【ホームページアドレス】

<http://wakayama.sanpai.com>

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

1/1 ページ

6-② 産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

近畿地区 平成25年度日程表

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物管理責任者
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理 産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理 産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
日 数	2日間	3日間 (※1)	3日間	4日間 (※2)	1日間	2日間	1日間
受講料	30,400円	48,300円	46,200円	68,000円	20,000円	25,200円	14,000円
9月	京都：12～13 大阪：26～27				滋賀：3 兵庫：12 和歌山：19		滋賀：4 兵庫：13 和歌山：20
10月	兵庫：8～9 和歌山： 23～24			大阪：7～10	大阪：17	京都： 29～30	大阪：16
11月	滋賀：12～13				奈良：22		
12月	大阪：17～18				京都：4 兵庫：5		京都：5 兵庫：6 大阪：19
H26年 1月	京都：28～29				大阪：22	兵庫： 23～24	大阪：21
2月	兵庫：18～19 和歌山： 25～26		大阪： 18～20		滋賀：4 京都：13 和歌山：27		滋賀：5 京都：14
3月	大阪：11～12	京都：4～6				兵庫：11	兵庫：12 大阪：13

注 ※1 処分課程に収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は4日間となります。

※2 特管処分課程に特管収集運搬課程を追加して受講される場合、講習期間は5日間となります。

☆受講申込等についての問合先☆

一般社団法人滋賀県産業廃棄物協会	077-521-2550
公益社団法人京都府産業廃棄物協会	075-694-3402
公益社団法人大阪府産業廃棄物協会	06-6943-4016
一般社団法人兵庫県産業廃棄物協会	078-381-7464
一般社団法人奈良県産業廃棄物協会	0744-33-8800
一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会	073-435-5600

6-③ 許可期限のお知らせ

許可の有効期限にご注意!!

産業廃棄物処理業の許可の 更新時期にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は、更新手続きをしないと許可の効力を失います。

このようなことにならないように、許可証の有効期限がいつになっているか、常に注意しておきましょう。

許可証は、常に目の届く場所に掲げましょう。

○当協会では、会員企業等へ許可期限満了日のおおむね6ヶ月前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了のおおむね3ヶ月前に更新の手続きについてお知らせしております。

他府県等で許可を取得している方には、お知らせしませんので、特に細心の注意をお願いします。

○更新許可申請は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請(又は新規許可申請)に関する講習会を受講していないと申請書は受理してもらえません。

○許可期限満了日の3ヶ月前から申請が受理されますので、更新許可の申請をするためには、許可期限の6ヶ月前くらいまでに講習会の受講を済ませておくことをお勧めします。
許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなければならない場合もあり、時間的にも、経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

○講習会修了証の有効期限は、講習会終了の日から起算して、新規許可講習会修了証は5年間、更新許可講習会修了証は2年間です。

(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ許可申請先に確認してください。)

なお、和歌山県での講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話等でお問い合わせください。
(ホームページでも、講習会日程を確認できます。)

一般社団法人 和歌山県産業廃棄物協会

TEL 073-435-5600

FAX 073-424-5553

6-④ 「優良産業廃棄物処理業者認定制度」と「エコアクション21」

I 優良産業廃棄物処理業者認定制度

1 優良産業廃棄物処理業者認定制度の概要

この制度は、一昨年度(平成23年度)から改正廃棄物処理法の施行とともに開始されています。

産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することを目的として、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備するものです。

これに伴い産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下、「旧優良性評価制度」という。）は平成23年3月31日をもって廃止となりました。

優良な産業廃棄物処理業者(産業廃棄物処理業等の実施に関し優れた能力及び実績を有する者)の基準(以下、「優良基準」という。)とは、(1)実績と遵法性、(2)事業の透明性、(3)環境配慮の取組の実施、(4)電子マニフェストの利用、(5)財務体質の健全性の5つです。

上記の(1)～(5)の優良基準への適合性を判断し、適合と認められる場合、次の措置が講じられます。

1. 通常5年の許可期限が7年になります。
2. 交付する処理業の許可証に、「優良」を示す圖と表記されます。
3. 県のホームページにおいて、「優良基準に適合した事業者」として公表されます。

2 優良基準

優良基準は次のとおりです

(1)	実績と遵法性に係る基準：更新前の許可有効期間において、廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則に定める特定不利益処分を受けていないこと。
(2)	事業の透明性に係る基準：申請の際、直前の半年間（7年の有効期間を受けたものである場合は、7年間）にわたり、つぎに掲げる事項についてインターネットで公開し、かつ所定の頻度により更新していること。 ・会社情報　・許可の内容　・施設及び処理の状況　・財務諸表 ・料金の提示方法　・組織体制　・地域融和の状況 等
(3)	環境配慮の取組に係る基準：ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。
(4)	電子マニフェストに係る基準：電子マニフェストの利用が可能であること。
(5)	財務体質の健全性に係る基準：次の全ての基準に適合していること。 ① 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ② 直前3年の各事業年度における経常利益に減価償却を加えて得た額が0を超えること。 ③ 産業廃棄物処理業等の実施に関連する税目、社会保険料、労働保険料を滞納していないこと。 ④ 特定最終処分場について、維持管理積立金の積立てをしていること。 (特定廃棄物最終処分業者の場合に限る。)

3 審査申出の方法

平成23年4月1日付けで許可を有している場合は、当該許可の有効期間中隨時に基準の適合審査の確認申請を行うことができます。この場合、基準に適合していると確認された場合、優良産業廃棄物処理業者として認定され、当該許可の有効期間が2年延長となります。それ以外は産業廃棄物処理業更新許可申請時に、更新許可の必要書類と併せて以下の機関に提出してください。

◎ 提出先

- ・ 法人にあっては事務所所在地が、個人にあっては住民登録をした市町村が和歌山県内

(和歌山市を除く。) に存する場合は、その区域を所管する保健所衛生環境課

- ・ その他の申出者 (和歌山市、和歌山県外) の場合は、和歌山県庁循環型社会推進課

II エコアクション21

また、優良産業廃棄物処理業者の認定制度で優良な産業廃棄物処理業者の基準のうち前項の(3)環境配慮の取組に係る基準については「ISO14001又はエコアクション21等の認証制度による認定を受けていること。」となっています。

「エコアクション21」は、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合したものであり「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したものです。

なお、平成20年6月から実施されている県の新「業者評価制度」では、環境への配慮の面で、エコアクション21の認証・登録業者も、加点の対象となっています。

III 当協会会員のうち、和歌山県及び和歌山市の優良産業廃棄物処理業者認定事業所及びエコアクション21の認証・登録事業者

(和歌山県内に事務所を置く会員又はエコアクション21担当事務局の和歌山で認証取得した会員)は、次のとおりです。

☆ 優良産業廃棄物処理業者認定事業所(協会会員) ☆

[和歌山県認定]

	産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	許可年月日 許可期限年月日
◎	株式会社梶原土建 代表取締役 梶原亘理 和歌山県御坊市荊本169番地	産業廃棄物処分業 第03025069639号「優良認定業者」	平成23年10月14日 平成26年02月24日
◎	株式会社梶原土建 代表取締役 梶原亘理 和歌山県御坊市荊本169番地	産業廃棄物収集運搬業 第03015069639号「優良認定業者」	平成23年10月14日 平成29年05月21日
◎	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅弘 滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	産業廃棄物収集運搬業 第03015004194号「優良認定業者」	平成23年12月22日 平成26年05月31日
◎	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅弘 滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03065004194号「優良認定業者」	平成23年12月22日 平成29年09月07日
◎	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅弘 滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	産業廃棄物処分業 第03025004194号「優良認定業者」	平成25年02月15日 平成29年08月30日
◎	喜楽鉱業株式会社 代表取締役 小宮山雅弘 滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号	特別管理産業廃棄物処分業 第03075004194号「優良認定業者」	平成25年02月15日 平成29年01月28日
◎	大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050003203号「優良認定業者」	平成23年06月15日 平成27年08月15日
◎	大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物処分業 第03021003203号「優良認定業者」	平成23年06月15日 平成29年07月26日
◎	大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号	産業廃棄物収集運搬業 第03011003203号「優良認定業者」	平成23年06月15日 平成26年05月31日
◎	和歌山代用燃料株式会社 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000016851号「優良認定業者」	平成24年05月25日 平成28年01月27日
◎	株式会社丸六 代表取締役 神藤信六 大阪府泉佐野市日根野3640番地	産業廃棄物収集運搬業 第03000019548号「優良認定業者」	平成24年04月24日 平成29年01月22日
◎	株式会社ジャルク 代表取締役 森田壽一 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物処分業 第03022079716号「優良認定業者」	平成23年10月11日 平成30年09月06日
◎	株式会社ジャルク 代表取締役 森田壽一 大阪府大阪市中央区南本町二丁目4番7号	産業廃棄物収集運搬業 第03012079716号「優良認定業者」	平成23年12月19日 平成30年12月03日

◎	株式会社井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物処分業 第03041029472号「優良認定業者」	平成24年07月06日 平成31年05月06日
◎	株式会社井奥建材工業 代表取締役 井奥歳一 和歌山県紀の川市桃山町調月519番地1	産業廃棄物収集運搬業 第03011029472号「優良認定業者」	平成24年07月06日 平成29年03月29日
◎	株式会社 ダイセキ 代表取締役 伊藤博之 愛知県名古屋市港区船見町1番地B6	産業廃棄物収集運搬業 第03000002742号「優良認定業者」	平成24年08月23日 平成28年02月13日
◎	株式会社 ダイセキ 代表取締役 伊藤博之 愛知県名古屋市港区船見町1番地B6	特別管理産業廃棄物収集運搬業 第03050002742号「優良認定業者」	平成25年01月11日 平成32年01月10日

[和歌山市認定]

	産業廃棄物処理業者の概要	業の区分・許可番号	許可年月日 許可期限年月日
◎	めらリサイクル株式会社 代表取締役 目良知基 和歌山県和歌山市西浜1660番地459	産業廃棄物処分業 第07220057463号「優良認定業者」	平成24年04月02日 平成27年12月17日
◎	和歌山代用燃料株式会社 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物収集運搬業 第07210016851号「優良認定業者」	平成24年06月13日 平成28年04月21日
◎	和歌山代用燃料株式会社 代表取締役 中尾準一 和歌山県和歌山市西浜1660番地	産業廃棄物処分業 第07220016851号「優良認定業者」	平成24年07月19日 平成28年04月21日
◎	和歌山プレス株式会社 代表取締役 井川 朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物収集運搬業 第07210013847号「優良認定業者」	平成25年03月26日 平成28年01月30日
◎	和歌山プレス株式会社 代表取締役 井川 朗 和歌山県和歌山市狐島607番地の6	産業廃棄物処分業 第07220013847号「優良認定業者」	平成25年03月26日 平成28年01月30日

☆ エコアクション21認証・登録事業所(協会会員)

	事 業 者 名	代表者氏名	住 所	認証・登録日	認証登録番号	業の種類
1	株石井建材店	石井 進	〒649-0305 和歌山県有田市港町793-24	H18.9.1	0000976	廃棄物処理・リサイクル業
2	株丸六本社	神藤 信六	〒598-0021 大阪府泉佐野市日根野3640	H18.9.7	0001012	廃棄物処理・リサイクル業
3	和歌山プレス株	井川 朗	〒640-8412 和歌山県和歌山市狐島607-6	H19.1.25	0001284	廃棄物処理・リサイクル業
4	(有)紀北興業	川本 正光	〒649-7202 和歌山県橋本市高野口町伏原1171-2	H19.1.26	0001293	廃棄物処理・リサイクル業
5	めらリサイクル株	目良 知基	〒641-0036 和歌山県和歌山市西浜1660-459	H19.1.30	0001303	廃棄物処理・リサイクル業
6	兼杉興業株	杉原 弘	〒596-0061 大阪府岸和田市大北町1-3	H19.3.27	0001416	その他
7	(有)日置川清掃	廣田 稔雄	〒649-2521 和歌山県西牟婁郡白浜町日置2039-64	H19.4.6	0001481	廃棄物処理・リサイクル業
8	(有)志場商店	志場 智美	〒640-2334 和歌山県西牟婁郡白浜町才野220	H19.5.2	0001504	廃棄物処理・リサイクル業
9	株環境クリーンサー ビス	大島たみ恵	〒649-6338 和歌山県和歌山市府中355番地の6	H21.8.7	0004009	廃棄物処理・リサイクル業
10	株明光	総田 勝子	〒649-0101 和歌山県海南市下津町下津3080-1	H23.4.21	0006902	廃棄物処理・リサイクル業
11	株関組	関 儀平	〒641-0035 和歌山県和歌山市関戸2-2-24	H23.10.19	0007587	建設業(設備工事業を含む)
12	株井奥建材工業	井奥 歳一	〒649-6112 和歌山県紀の川市桃山町調月519番1	H24.3.28	0008159	廃棄物処理・リサイクル業

有限会社 国辰商事

平素は、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会を通じて協会員の皆様方には大変お世話になっております。弊社は、昭和49年設立以来、道路側溝及び下水管の清掃業に携わって参りました。現在では各清掃業は勿論のこと、一般・産業廃棄物の収集運搬及び処分等も行なっております。「企業は社会の公器」であるとの認識を十分に理解し、社会や環境に対し負荷を出来るだけ軽減する努力をし、また積極的に社会に貢献して参りたいと考えておりますので今後とも宜しくお願い申し上げます。

◎効率的な業務運営

▼各特殊車輌

- ・超強力吸引車(風量80m³搭載車)
- ・超強力吸引車(風量40m³搭載車)
- ・脱水車(大型)
- ・高圧洗浄車
- ・脱着車(大型・中型)
- ・塵芥車
- ・保有車両合計30台



▲超強力吸引車(80m³搭載車)



▲脱着車(大型車輌)



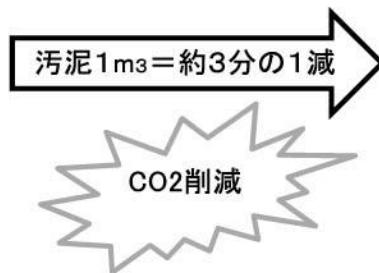
▲汚泥脱水車(大型車輌)

～ 収集運搬業では紀南エリアを中心に事業系・建設廃材・汚泥等を運搬しております～

◎コスト削減対策(汚泥脱水処理事業)



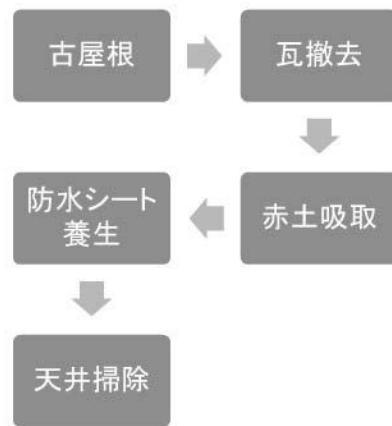
▲汚泥脱水中間処理作業



▲脱水汚泥ケーキ排出

～ 処分業は汚泥であり移動式脱水車を用いて汚泥の運搬コスト削減(CO2)に取り組んでおります～

◎環境保全対策(古屋根改修工事)



～ 古屋根の改修工事では周辺地域の環境保全の為、当社独自のkhow-howを生かし実施しております～

6-⑥ 新入会員の紹介

正会員

	会社名	代表者名	住 所	電話番号	業の区分	許可番号
1	株重津建設	重津 忠俊	〒649-2325 和歌山県西牟婁郡白浜町富田82	0739- 45-0409	収集運搬業	県 03006168686
2	クリーンサービ ス	中納 哲史	〒647-0081 新宮市新宮広角2371-2	0735- 22-2503	収集運搬業	県 03018161698

賛助会員

	会社名	代表社名	住所	電話番号	業種
1	環境カンファレンス(株)	北川 直幸	〒640-8272 和歌山市砂山南4-1-36 カサベルデ II3E	073- 423-2629	計量証明事業・環境アセス メント・各種調査、測定

会員数 (平成25年7月31日現在)

	正会員数
紀 北 支 部	35
和 歌 山 支 部	77
海 南 ・ 有 田 支 部	33
御 舗 ・ 田 辺 支 部	51
紀 南 支 部	18
合 計	214

	賛助会員数
合 計	12



6-⑦ 協会への入会のおすすめ

～会員企業の健全な発展を目的に協会組織を充実・活性化・強化を図る～

当協会は、産業廃棄物の適正処理及び3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図ることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。また、産業廃棄物関係業界が互いに連携を保ち、適正な処理を行うことにより、住民との信頼関係の構築に努めています。こうした考え方方に立って当協会は、産業廃棄物の適正処理等を通じて「安心して住める、和歌山県づくり」に貢献できるよう努めています。産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、そのためには、組織をさらに強固なものとしていくことが肝要であります。

協会会員の増強・充実につきましては、従来から努力しているところですが、未だ十分とはいえないのが現状であります。このため、できるだけ多くの方々に入会していただき、法改正等への結果、協会組織の強化、活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者の方には正会員として、また、排出事業者の方々も会員・賛助会員として、入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

※平成26年度からの会費は以下のとおりです。

◎入会金 正会員 50,000円

◎会費 正会員 年額 84,000円(収集運搬業)
年額 120,000円(処分業)

※ただし、収集運搬業、処分業兼業者は処分業年額、また、産業廃棄物処理業の許可を持たない正会員は、収集運搬業年額を適用します。

賛助会員 年額 30,000円

◎入会方法 入会申込書を提出していただくことになっております。

下記協会事務局へご連絡いただければ、入会申込書をお送りいたします。

◇◆◇一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会◇◆◇

〒640-8150

和歌山県和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階

TEL: 073-435-5600

FAX: 073-424-5553

URL: <http://wakayama.sanpai.com>

E-mail: wasanpai@sanpai.com

6-⑧ 全国産業廃棄物連合会政治連盟 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟

和歌山県地区政治連盟は、国土の環境保全の理念に基づき、産業廃棄物処理業の利益を代表し、社会的・経済的な地位の確保・向上を図り、業界の発展を促進させ、もって地域社会の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するため、必要な政治活動を行うことを目的として、平成21年8月3日設立いたしました。

数が力となります。全協会員が加盟していただきますようお願いします。

(I) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第1回理事会が次のとおり開催されました。

開催日：平成25年1月25日（金）

場 所：協会会議室

議 題：(1) 平成24年活動報告並びに平成24年収支決算報告について

(2) 平成25年活動計画案並びに平成25年収支予算案について

(3) 役員の補充について

(4) その他

を協議しました。

(II) 和歌山県産業廃棄物協会和歌山県地区政治連盟の第4回通常総会が次のとおり開催されました。

開催日：平成25年2月20日（水）

場 所：酒直ビル3階会議室

議 題：第1号議案 (1) 平成24年活動報告並びに平成24年収支決算報告について

(2) 平成24年監査報告

第2号議案 平成25年活動計画案並びに平成25年収支予算案について

第3号議案 役員の補充について

その他

について審議され、原案通り承認されました。

和歌山県産業廃棄物協会
和歌山県地区政治連盟役員名簿



理事長	武田全弘
副理事長	井川淳子
副理事長	須磨徳裕
理事	中村孝二
理事	森田清郎
理事	青松秀幸
理事	吉村英樹
監事	武友幸男
監事	湯井将行
会計責任者	西本治雄



サプライズ！さんぽいフライズ

(平成 25 年度 産業廃棄物処理助成事業)

【助成事業とは・・・】

本財団では、産業廃棄物に関する 3R の技術開発、環境負荷低減技術の開発、既存の高度技術を利用した施設設備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法及び小型家電リサイクル法により認定された研究開発事業者に対して、助成基金を設けて支援しています。

【助成事業の実施期間は原則 1 年以内】

助成事業の実施期間は、原則として平成 26 年 4 月から 1 年以内とします。ただし、事業の種類によっては、平成 28 年 3 月までの最長 2 年間（1 年超）の計画の申請も可能です。

【年間助成額は最高 500 万円】

年間の助成金額は最高 500 万円です。なお、1 年超の計画の事業については、合計で最高 1,000 万円の助成が可能となります。

応募資格、対象となる事業は当財団ホームページをご参照ください。

《応募手続き》

(1) 助成事業申請書類の入手方法

募集内容の詳細及び助成事業申請書類の様式は、本財団のホームページからダウンロードしてご利用下さい。

http://www.sanpainet.or.jp/service/service02_1.html

(2) 応募方法

記入要領を参考に申請書を作成し、申請に必要な書類とともに下記の応募先に郵送して下さい。

(3) 応募締切日

平成 25 年 10 月 31 日（木）当日消印有効

※ご提出いただいた書類等は返却いたしません。また、申請書に記載いただいた内容については、当財団の個人情報保護方針に準じて個人情報と同等に取扱わせていただきます。

〈申請書類等申し込み及び応募先〉

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町二丁目 6 番 1 号 堀内ビルディング 3 階

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 技術部（担当：山下、新宅）

TEL : 03-3526-0155 FAX : 03-3526-0156 URL : <http://www.sanpainet.or.jp>

お気軽にご相談・お問い合わせください。

7 編集後記

今年4月に公益法人制度改革により、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会に移行し、新しいスタートを切り、第1回通常総会を無事終えることができましたことに対しまして、会員の皆様に改めてお礼申し上げます。

昨年末に新政権が誕生し、早8か月が経過しました。安倍総理の経済政策「アベノミクス」効果で、円安が進み・株価は上昇基調で推移していましたが、途中乱高下し、物価高などの副作用も指摘されています。今後の景気・くらしはどうなるのでしょうか。

まけるな!! 和歌山

天声人語、余録、編集手帳、産経抄、主要紙朝刊1面コラム欄の愛称です。その時々の出来事の経緯や関連事項を織りなげながら、制約された文字数で、わかりやすく、時には風刺しながら解説している。このコラムを「読む」のは楽しいが、明るい記事が掲載されることはそう多くありません。少しでも心を和ませる内容が多く掲載されることを期待しています。…

最後になりましたが会員の皆様のご繁栄とご健勝を祈念申し上げるとともに、今後とも協会の業務運営にご協力、ご支援をお願い申し上げます。

わかやま さんぱい VOL.30

平成25年8月

発行人 武田全弘
企画・編集 西本治雄
発行所 一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会
〒640-8150
和歌山市十三番丁30番地
酒直ビル3階
TEL 073-435-5600
FAX 073-424-5553
URL <http://wakayama.sanpai.com>
E-mail wasanpai@sanpai.com
印 刷 和歌山県海南市築地6-24
有限会社 かさい
TEL 073-482-1647